

第113回 定時株主総会招集ご通知

開催場所

東京都八王子市明神町3丁目19-2
東京都立多摩産業交流センター
東京たま未来メッセ

開催日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時
受付開始時間: 午前9時

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件



日野自動車株式会社

証券コード 7205

株主のみなさまへ

代表取締役社長 CEO

小木曾 聡



株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社のエンジン認証に関する不正行為により、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりましたが、本年1月に米国当局との和解合意に至ることで、正常化に向けて大きく進展いたしました。引き続き当社は、二度と不正を起こさないための「3つの改革」を着実に推進し、組織風土の改善やガバナンスの強化に取り組むとともに、身の丈を超えた拡大経営から脱却し、事業の選択と集中による財務基盤と競争力の強化を図ってまいります。

第113期（2024年度）の業績につきましては、国内およびトヨタ向け車両台数の増加や為替効果などにより、営業利益は黒字となりましたが、北米認証関連の損失などにより、当期純利益は赤字となりました。このような状況から、当期の期末配当につきましては、誠に遺憾ながら見送ることといたしました。株主のみなさまにはお詫びを申し上げますとともに、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

当社の事業環境は、各国の政権交代や紛争などの地政学的な変化と相まって、不確実性が高まっておりますが、このような変化の激しい状況だからこそ、「HINOウェイ」をすべての判断・行動の礎として、持続可能な社会の実現と会社の持続的な成長に努め、お客様と社会に価値を提供してまいります。

三菱ふそうトラック・バス株式会社との経営統合に関する協議は、前向きに進めております。ともに目指す戦略的な目的が変わらず有効であることを確認しており、統合完了に向けて着実に推進し、さらなる企業および日野ブランドの価値向上を目指してまいります。

株主のみなさまには、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月9日

企業価値の向上に向けて

当社は企業理念「HINOウェイ」を礎として、会社の使命を実現して再び社会への責任を果たすべく、2022年3月の認証不正公表以降、二度と不正を起こさないために策定した「3つの改革」に継続して取り組んでおります。また、2023年4月末には、これから日野が生まれ変わるための今後の経営の方向性「目指す姿」について公表いたしました。

「HINOウェイ」について



グループの全員が同じ思いで結ばれ、一丸となって取り組んでいくために、「HINO基本理念」「HINOサステナビリティ方針」「HINO行動規範」からなる「HINOウェイ」の策定を公表しました。「HINOウェイ」には、私たちが大切にする未来に継承すべき三つの価値観（誠実、貢献、共感）も込めています。「HINOウェイ」の公表から現在に至るまで、経営層や従業員間の対話会等を通じて、この新たな企業理念の理解・浸透をしてまいりました。私たちは、「HINOウェイ」のもと同じ思いをもって、ありたい姿に向けて引き続き取り組んでまいります。

HINOウェイの価値観



連結業績ハイライト

売上高	1兆6,972億円 前期比 11.9%増↑	グローバル販売台数	127.8千台 前期比 2.1%減↓	配当 期末配当 1株につき 0円（無配）
営業利益	575億円 前期は81億円の損失	日本	42.0千台 前期比 8.9%増↑	
親会社株主に 帰属する当期純利益	△2,178億円 前期は171億円の黒字	海外	85.8千台 前期比 6.8%減↓	

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

議決権行使のお手続きについてのご案内

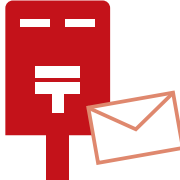


▶ 株主総会にご出席いただく場合

開催日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
また、紙資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参ください。



▶ 書面にてご行使いただく場合

行使期限

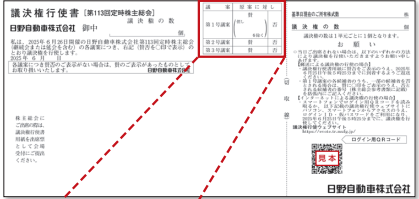
2025年6月25日(水曜日) 午後5時25分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

こちらを切り取って
ご返送ください。



議決権行使書用紙のご記入方法



議案	賛	否
第1号議案	賛	否
第2号議案	賛	否
第3号議案	賛	否

こちらに各議案の
賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合 ⇒ 「賛」の欄に○印をし、「但しを除く」の欄に、該当する候補者の番号をご記入ください。

第2・3号議案

- 賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ⇒ 「否」の欄に○印

機関投資家の皆様へ

(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

- ※議決権行使書において、議案に賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ※議決権行使書とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。



▶ インターネットにて行使いただく場合

行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時25分まで

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログインID」、および「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

1 議決権行使書副票(右側)に記載の
QRコードを読み取ってください。



2

以降は、画面のご案内に従って賛否
をご入力ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの
登録商標です。

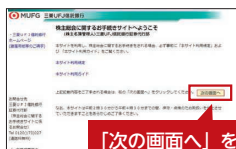
ログインID・仮パスワードを入力する方法

右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙
に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いた
だき、画面のご案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

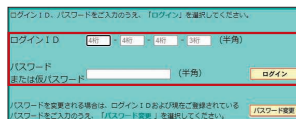
<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使ウェブ
サイトにアクセス
してください。



「次の画面へ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された
「ログインID・仮パスワード」を
入力し、「ログイン」をクリック



3

以降は、画面のご案内に従って賛否
をご入力ください。

ログインIDおよび仮パスワードは、
同封の議決権行使書用紙の右下
に記載されています。



お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

☎ 0120-173-027

午前9時～午後9時：通話料無料

事前のご質問受付およびライブ配信についてのご案内

株主の皆様からのご質問を事前にお受けいたします。また株主総会当日にご自宅等でも株主総会の様子をご覧いただけるようライブ配信を行います。併せてご利用ください。

【株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へのログイン方法】

- (1) 本招集ご通知同封の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』をご確認いただきご利用ください。
- (2) スマートフォン等によりQRコードを読み込むことで、ログインID・パスワードを省略してログインすることができます。
- (3) パソコン等をご利用される場合は、下記URLにアクセスいただき、ご案内右下に記載されているログインIDとパスワードを入力してください。その後、「利用規約に同意する」をチェックしていただき「ログイン」ボタンをクリックしていただくことでログインすることができます。

【株主総会オンラインサイトログインURL】

<https://engagement-portal.tr.mufig.jp/>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

<株主様認証画面（ログイン画面）>

<株主総会オンラインサイトご案内>

【本サイトご利用時のご留意事項】

- 本サイトの公開期間は、本招集ご通知到着時～2025年6月26日（木曜日）となります。
公開期間外は、株主様認証画面（ログイン画面）は表示されるものの、サイト内にログインすることはできません。
- 本サイトの推奨環境は、以下URLに掲載する資料の末尾に記載しております。なお、Internet Explorerはご利用いただけませんのでご注意ください。
→ <https://www.tr.mufig.jp/daikou/pdf/faq.pdf>
- 本サイトをご利用いただくための通信料金は、株主様のご負担となります。
- ログインID・パスワードが不明な場合や失念またはロックされた場合は、次頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】へご連絡ください。
- 同封の『株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のご案内』を紛失された場合、次頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行のご依頼を承ります。ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

事前のご質問および本株主総会ライブ配信のご視聴については、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログインのうえ、以下の手順で操作いただきますようお願いいたします。

事前質問 受付の ご案内



株主総会の開催に先立って、本総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われる事項につきましては、本総会にて取り上げさせていただく予定です。なお、個別のご回答はいたしかねますので、予めご了承ください。

【受付期間】本招集ご通知到着時～2025年6月17日（火曜日）午後11時59分まで

【ご質問登録方法】

- ① ログイン後の画面で、「事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ② 「ご質問カテゴリ」を選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご質問内容等をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

ライブ配信の ご案内



本株主総会の様子をご自宅等でもご視聴いただけるよう、ライブ配信を行います。なお、ライブ配信をご視聴の株主様からの当日のご質問はお受けいたしませんので事前質問をご活用くださいますようお願いいたします。

【配信日時】2025年6月26日（木曜日）午前10時～本株主総会終了まで

【ご視聴方法】

- ① ログイン後の画面で、「当日ライブ視聴」ボタンをクリックしてください。
- ② 当日ライブ視聴等に関するご利用規約をご確認のうえ、「利用規約に同意する」にチェックし、「視聴する」をクリックしてください。

※当日ライブ視聴ページは、開始時間30分前頃よりアクセス可能となります。

【ライブ配信視聴時のご留意事項】

- やむを得ない事情によりライブ配信が実施できなくなった場合には、当社ウェブサイト等によりお知らせいたします。
- 当日の会場撮影は、ご来場株主様のプライバシーに配慮し、当社役職員の座席付近のみとしますが、やむを得ずご来場株主様が映り込んでしまう場合がございます。予めご了承ください。
- ライブ配信からのご視聴は、株主様本人のみに限定させていただき、代理人等のご視聴はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- SNSへの公開等、二次利用は固くお断りさせていただきます。
- ご使用の端末やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がありますので予めご了承ください。
- ライブ配信をご視聴いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため、株主総会において株主様に認められている質問、議決権行使や動議の提出について、ライブ配信では行うことはできません。
- 議決権行使は行使期限にご留意いただき、議決権行使書の郵送や別途ご案内しているインターネットにてのご行使、または委任状等で代理権を授与する代理人による当日のご出席をお願い申し上げます。

【本サイトに関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 0120-676-808（通話料無料）
（土日祝日等を除く平日 午前9時～午後5時、ただし、開催当日 午前9時～株主総会終了時）

第1号議案

取締役7名選任の件

現任取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結のときをもって任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者一覧

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位
1	再任 お ぎ そ さとし 小木 曾 聡	取締役社長
2	再任 さ と う な お き 佐藤 直樹	取締役・専務役員
3	再任 社外取締役 独立役員 よ し だ も と か ず 吉田 元一	取締役
4	再任 社外取締役 独立役員 む と う こ う い ち 武藤 光一	取締役
5	再任 社外取締役 独立役員 な か じ ま ま さ ひ ろ 中島 正博	取締役
6	再任 社外取締役 独立役員 き み じ ま し ょ う こ 君嶋 祥子	取締役
7	再任 な が た じ ゅ ん 長田 准	取締役

	取締役候補者のスキル・マトリックス							
	企業経営	法務・ コンプライアンス・ 内部統制	財務・会計	グローバル	サステナビリティ	研究開発・ ものづくり	マーケティング・ 営業	IT・デジタル
	○		○	○	○	○		○
	○				○	○	○	
	○		○	○	○		○	
	○		○	○	○			
	○		○	○	○			
	○	○		○	○			
	○	○		○	○		○	

1

お ぎ そ さとし
小木曾 聡 (1961年1月5日生)

再任



■ 略歴、地位および担当

1983年 4 月 トヨタ自動車株式会社入社 [担当] 経営全般 CEO 兼 CHRO
 2013年 4 月 同社常務役員
 2015年 4 月 同社顧問
 2015年 6 月 株式会社アドヴィックス取締役社長
 2018年 1 月 トヨタ自動車株式会社専務役員
 2019年 1 月 同社執行役員
 2021年 2 月 当社顧問
 2021年 6 月 当社取締役社長
 (現在に至る)

■ 取締役会出席回数

13回/13回

■ 所有する当社株式の数

10,000株

■ 取締役候補者とした理由

小木曾聡氏は、トヨタ自動車株式会社に入社後、電動車両の企画開発等に従事し、株式会社アドヴィックス取締役社長、トヨタ自動車株式会社専務役員、同社CV Company Presidentを務めた後、2021年2月に当社顧問、同年6月から当社取締役社長としてその手腕を発揮し、力強いリーダーシップで事業基盤強化・事業構造改革の取り組みをリードしております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に加え、商用車に関する知見を有していることから、当社取締役会は、グループのさらなる成長のため、同氏に優れた経営手腕と強いリーダーシップをもって当社を牽引することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

2

さ と う なお き
佐藤 直樹 (1967年1月26日生)

再任



■ 略歴、地位および担当

1989年 4 月 当社入社 [担当] 日本事業COO
 2018年 2 月 当社中長期商品戦略部長
 2020年 2 月 当社執行職
 2021年10月 当社戦略・企画領域長
 2023年 2 月 当社日本事業COO
 (現在に至る)
 2023年 6 月 当社取締役・専務役員
 (現在に至る)

■ 取締役会出席回数

13回/13回

■ 所有する当社株式の数

803株

■ 取締役候補者とした理由

佐藤直樹氏は、当社入社後、品質保証部門を経て、開発・商品企画部門に従事しました。中型トラックCE (Chief Engineer) を務めるなど、当社製品開発を牽引し、2021年10月より戦略・企画領域を担当、2023年2月からは日本事業の責任者 (Chief Operating Officer) としてその手腕を発揮しております。当社取締役会は、グループのさらなる成長のため、同氏に優れた経営手腕と強いリーダーシップをもって当社を牽引することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。

3

よしだ
吉田もとかず
元一

(1948年1月7日生)

再任

社外取締役

独立役員



■ 略歴、地位および担当

1971年 4 月	三井物産株式会社入社	2009年 4 月	同社取締役
2001年 6 月	同社取締役	2009年 6 月	同社顧問
2002年 4 月	同社取締役上席執行役員	2012年11月	学校法人明星学苑理事長
2003年 4 月	同社常務執行役員	2015年 6 月	当社社外取締役 (現在に至る)
2005年10月	同社専務執行役員	2025年 5 月	学校法人明星学苑評議員会議長 (現在に至る)
2007年 6 月	同社取締役専務執行役員		
2008年 4 月	同社取締役副社長執行役員		

■ 取締役会出席回数

13回/13回

■ 所有する当社株式の数

31,100株

■ 重要な兼職の状況

学校法人明星学苑評議員会議長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

吉田元一氏は、三井物産株式会社において、取締役米国三井物産株式会社社長、取締役副社長執行役員等を歴任し、企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2015年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。当社取締役会は、今後も同氏に、社外取締役として、当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担っていただけることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。

4

むとう
武藤こういち
光一

(1953年9月26日生)

再任

社外取締役

独立役員



■ 略歴、地位および担当

1976年 4 月	大阪商船三井船舶株式会社入社	2019年 6 月	同社特別顧問 (現在に至る)
2006年 6 月	株式会社商船三井常務執行役員	2020年 6 月	当社社外取締役 (現在に至る)
2007年 6 月	同社取締役常務執行役員		
2008年 6 月	同社取締役専務執行役員		
2010年 6 月	同社取締役社長		
2015年 6 月	同社取締役会長		

■ 取締役会出席回数

13回/13回

■ 所有する当社株式の数

5,000株

■ 重要な兼職の状況

株式会社商船三井特別顧問

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武藤光一氏は、株式会社商船三井において、取締役社長、取締役会長を歴任し、企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2020年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。当社取締役会は、今後も同氏に、社外取締役として、当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担っていただけることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。



■ 取締役会出席回数
13回/13回

■ 所有する当社株式の数
9,600株

■ 略歴、地位および担当

1972年 3 月 森田ポンプ株式会社（現 株式会社モリタホールディングス）入社
 2003年 4 月 同社執行役員
 2004年 6 月 同社取締役
 2006年 6 月 同社取締役社長
 2008年10月 株式会社モリタ取締役社長
 2015年 6 月 株式会社モリタホールディングス取締役会長
 株式会社モリタエコノス取締役会長
 株式会社モリタテクノス取締役会長
 株式会社モリタ取締役会長
 （現在に至る）
 2016年 2 月 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長
 （現在に至る）
 2016年 6 月 株式会社モリタホールディングス取締役会長 兼 CEO
 （現在に至る）
 2017年 4 月 株式会社モリタ環境テック取締役会長
 2017年 6 月 当社社外監査役
 2019年 6 月 株式会社モリタ環境テック取締役
 （現在に至る）
 2021年 6 月 当社社外取締役
 （現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

株式会社モリタホールディングス取締役会長 兼 CEO
 株式会社モリタ取締役会長
 株式会社モリタ環境テック取締役
 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中島正博氏は、株式会社モリタホールディングスにおいて、取締役社長、取締役会長（現任）を歴任し、企業経営者として、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は2017年6月より当社独立社外監査役、2021年6月より当社独立社外取締役として就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。当社取締役会は、今後も同氏に、社外取締役として、当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担っていただけることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。



■ 取締役会出席回数
13回/13回

■ 所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、地位および担当

1996年 4 月 長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所
2002年10月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク日本支社入社
2009年 1 月 日本GE株式会社転籍
2010年10月 同社アソシエイト・ゼネラルカウンセル
2015年 1 月 株式会社LIXIL執行役員Legal部門コンプライアンス統括部長
2015年 4 月 同社執行役員Legal部門コンプライアンス統括部長
Chief Compliance Officer
2016年 7 月 同社理事 兼 Legal部門コンプライアンス統括部長
Chief Compliance Officer
2017年 1 月 同社LIXIL Water Technology
Chief Compliance Officer（兼務）
2019年 2 月 東京エレクトロン株式会社法務・コンプライアンス本部副本部長
兼 Chief Compliance Officer
2020年 4 月 株式会社LIXILグループ執行役専務
Chief Legal and Compliance Officer
2020年 6 月 株式会社LIXIL取締役専務役員
Chief Legal and Compliance Officer（兼務）
2020年12月 同社執行役専務
Chief Legal and Compliance Officer
（株式会社LIXILグループおよび株式会社LIXILの合併により兼務解消）
2023年 6 月 当社社外取締役
（現在に至る）
2025年 4 月 中外製薬株式会社上席執行役員
法務、知的財産統括
（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

中外製薬株式会社上席執行役員 法務、知的財産統括

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

君嶋祥子氏は、長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）で弁護士業務に従事後、日本GE株式会社、株式会社LIXILにおいて法務部門の要職を歴任し、現在は中外製薬株式会社において、上席執行役員法務、知的財産統括として活躍されており、高度な専門知識に加え、企業経営幹部として豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏は、2023年6月より当社独立社外取締役に就任し、その経験や見識に基づき、当社の経営全般に有益な提言を行っております。当社取締役会は、今後も同氏に、社外取締役として、当社の経営全般、特にコーポレートガバナンス、コンプライアンスの分野に対して独立した立場からの十分な助言と経営の監視・監督機能を担っていただけることを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。



■取締役会出席回数
11回/11回

■所有する当社株式の数
0株

■ 略歴、地位および担当

1990年 4 月 トヨタ自動車株式会社入社
2015年 1 月 广汽トヨタ自動車有限会社出向
2017年 1 月 トヨタ自動車株式会社国内企画部長
2018年 1 月 同社常務役員 兼 国内販売事業本部副本部長
2020年 5 月 同社渉外広報本部副本部長
2020年12月 トヨタ・コニック・ホールディングス株式会社取締役
2021年 1 月 トヨタ自動車株式会社執行役員 Chief Communication Officer
2022年 1 月 同社渉外広報本部本部長
2024年 4 月 同社執行役員 Chief Risk Officer 兼 Chief Compliance Officer
2024年 6 月 当社取締役
(現在に至る)
2025年 1 月 プライム ライフ テクノロジーズ株式会社顧問
2025年 4 月 同社取締役副社長執行役員
(現在に至る)
2025年 6 月 同社代表取締役副社長執行役員
(就任予定)

■ 重要な兼職の状況

プライム ライフ テクノロジーズ株式会社取締役副社長執行役員 (代表取締役就任予定)

■ 取締役候補者とした理由

長田准氏は、トヨタ自動車株式会社において、常務役員、国内販売事業本部副本部長、執行役員・Chief Communication Officer、執行役員・Chief Risk Officer・Chief Compliance Officerを歴任し、企業経営および販売・渉外広報・コンプライアンス部門等における豊富な経験と高い見識を有しております。当社取締役会は、今後も同氏に、当社の持続的成長と競争力強化のために、当社の経営全般に対して大所高所から十分な助言と、経営の監視・監督機能を担っていただけることを期待できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、本議案において吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏および君嶋祥子氏の選任についてご承認をいただくことを前提に、各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。なお、各氏が当社の取締役就任からの年数は、本定時株主総会終結のときをもって吉田氏は10年、武藤氏は5年、中島氏は4年、君嶋氏は2年となります。
3. 吉田元一氏が過去において取締役副社長執行役員、顧問を務めた三井物産株式会社（2011年6月退社）と当社との間には自動車の売買等の取引がありますが、その規模は同社の連結収益の0.1%以下、当社連結売上高の2%以下であり、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。同氏は同社を退社して10年超経過しており、現在は同社の業務執行に関わっておりません。また、同氏が過去において理事長を務め現在評議員会議長を務める学校法人明星学苑と当社との間に取引はありません。そのため、当社は同氏に社外取締役としての独立性が認められるものと判断しております。

武藤光一氏が現在特別顧問を務める株式会社商船三井と当社との間には自動車輸送の取引がありますが、その規模は同社の連結売上高の0.1%以下、かつ、当社から同社への売上高はなく、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。そのため、当社は同氏に社外取締役としての独立性が認められるものと判断しております。

中島正博氏が現在取締役会長を務める株式会社モリタと当社との間には自動車売買に関連する取引がありますが、その規模は同社親会社の連結売上高の0.1%以下、かつ、当社から同社への売上高はなく、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。また、同氏が現在取締役会長兼CEOを務める株式会社モリタホールディングス、取締役を務める株式会社モリタ環境テックおよび取締役会議長を務めるBRONTO SKYLIFT OY ABと当社との間に取引はありません。そのため、当社は同氏に社外取締役としての独立性が認められるものと判断しております。

君嶋祥子氏が過去において弁護士として在籍していた、長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所、2002年10月退所）と当社との間には、同事務所から当社への専門的サービス（法律事務）の提供取引がありますが、同氏が同事務所を退所して20年超経過しております。また、同氏が過去在籍していた、ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク日本支社（2008年12月転籍のため退社）、日本GE株式会社（2014年12月退社）、東京エレクトロン株式会社（2020年3月退社）、株式会社LIXIL（2025年3月退社）および現在上席執行役員を務める中外製薬株式会社と当社との間に取引はありません。そのため、当社は同氏に社外取締役としての独立性が認められるものと判断しております。

4. 当社と社外取締役候補者である吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏および君嶋祥子氏の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする契約を締結しております。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、同契約を継続する予定です。当社と非業務執行取締役となる予定の取締役候補者の長田准氏の間では、同内容の契約を締結しており、本議案において同氏の選任についてご承認いただいた場合、同契約を継続する予定です。

5. 当社の親会社であるトヨタ自動車株式会社において、過去10年間に業務執行を行っていた候補者およびその担当は以下のとおりです。

氏 名	担 当
小木曾 聡	CV Company
長田 准	国内企画部、国内販売事業本部、渉外広報本部、 Chief Communication Officer、Chief Risk Officer、Chief Compliance Officer

6. 当社の親会社の子会社において、過去10年間に業務執行を行っていた候補者およびその担当は以下のとおりです。

氏 名	会 社 名	担 当
長田 准	トヨタ・コニック・ホールディングス株式会社	取締役
	トヨタ・コニック・プロ株式会社	取締役

7. 長田准氏は、プライム ライフ テクノロジーズ株式会社第6 回定時株主総会の開催予定日である2025年6月27日に同社の代表取締役副社長執行役員に就任する予定です。
8. 君嶋祥子氏の戸籍上の氏名は若林祥子氏です。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の概要は以下のとおりです。
- ・被保険者に対する株主代表訴訟および会社業務上の行為に起因する損害賠償請求訴訟により被保険者が負担することになった訴訟防御費用および損害賠償金等、会社に対する有価証券損害賠償請求に起因する法律上の賠償金および争訟費用、不祥事発生時に会社が負担した費用を対象とする。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外とする。
 - ・当該保険契約の保険料は、全額当社が負担する。
10. 本議案において各氏の選任についてご承認いただいた場合、全取締役7名中、男性取締役6名、女性取締役1名となります。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役 松本千佳氏は、本定時株主総会終結のときをもって任期が満了いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

まつもと ち か
松本 千佳 (1961年2月22日生)

再任

社外監査役

独立役員



■ 略歴および地位

1983年 4 月	ブラザー工業株式会社入社	2023年 6 月	当社社外監査役 (現在に至る)
1990年10月	中央新光監査法人入社		
2007年 8 月	あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) パートナー	2025年 6 月	ノリタケ株式会社社外取締役 監査等委員 (就任予定)
2017年 7 月	同法人経営監視委員会委員		
2020年 7 月	同法人名古屋事務所長		
2023年 6 月	ブラザー工業株式会社社外監査役 (現在に至る)		

■ 取締役会出席回数

13回/13回

■ 監査役会出席回数

13回/13回

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 重要な兼職の状況

ブラザー工業株式会社社外監査役
ノリタケ株式会社社外取締役監査等委員 (就任予定)

■ 社外監査役候補者とした理由

松本千佳氏は、長年に亘り、有限責任あずさ監査法人などで公認会計士として活躍され、同法人では理事等を歴任し、財務および会計の監査業務に関する高度な専門知識と豊富な経験に加え、経営全般に対する知見を有しております。同氏は2023年6月より当社社外監査役に就任し、当社の経営に関わる監査に有益かつ重要な助言を行っております。同氏は社外役員となること以外の方法で過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社取締役会は今後も同氏に、社外監査役として、当社の経営全般、監査体制強化に独立した立場で適切な役割を果たしていただけることを期待できると判断し、引き続き社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 松本千佳氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 松本千佳氏は、ノリタケ株式会社第144回定時株主総会の開催予定日である2025年6月26日に同社の社外取締役監査等委員に就任する予定です。
3. 当社は、本議案において松本千佳氏の選任についてご承認いただくことを前提に、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。同氏が現在社外監査役を務めるブラザー工業株式会社は、過去において従業員として在籍しておりましたが(1985年8月退社)、当社との間に取引はなく、過去において在籍していた中央新光監査法人は解散しております。また、同氏が過去において

在籍していた有限責任あずさ監査法人（2023年6月退社）と当社との間には、同法人から当社への専門的サービス（コンサルティング業務）の提供取引がありますが、当社が同法人に支払っている報酬額は同法人の年間業務収入の0.2%以下に該当する約1億3,000万円であり、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はなく、同氏は、退社後同法人の業務執行にも関与しておりません。そのため、当社は同氏に社外監査役としての独立性が認められるものと判断しております。

4. 松本千佳氏が当社の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年となります。
5. 当社と社外監査役候補者である松本千佳氏の間では、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする契約を締結しております。本議案において同氏の選任についてご承認いただいた場合、同契約を継続する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案において松本千佳氏の選任についてご承認いただいた場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の概要は以下のとおりです。
 - ・被保険者に対する株主代表訴訟および会社業務上の行為に起因する損害賠償請求訴訟により被保険者が負担することになった訴訟防御費用および損害賠償金等、会社に対する有価証券損害賠償請求に起因する法律上の賠償金および争訟費用、不祥事発生時に会社が負担した費用を対象とする。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外とする。
 - ・当該保険契約の保険料は、全額当社が負担する。
7. 本議案において松本千佳氏の選任についてご承認いただいた場合、全監査役4名中、男性監査役2名、女性監査役2名となります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案は、社外監査役 宮崎直樹氏、および第2号議案において選任についてご承認をいただいた場合の松本千佳氏の2名の補欠として選任をお願いするものであります。

補欠監査役が監査役として就任した場合、その任期は前任者の任期の満了すべきときまでとなります。

また、本決議の効力は次回定時株主総会開始のときまでとしますが、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議によって取り消すことができるものといたします。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

かんばやし ひ よ お
神林 比洋雄 (1951年10月15日生)



■所有する当社株式の数
0株

■ 略歴および地位

1976年11月 アーサーアンダーセン会計事務所入所
1991年 7 月 アンダーセン・ワールドワイド パートナー
1993年 7 月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）代表社員
2001年 9 月 アンダーセン・ワールドワイド・オーガニゼーション取締役
2003年 1 月 株式会社プロティビティジャパン取締役社長
2004年 4 月 多摩大学大学院客員教授
2005年 5 月 株式会社ロバートハーフジャパン取締役
2010年 4 月 青山学院大学専門職大学院客員教授
2011年 1 月 プロティビティ合同会社最高経営責任者 兼 社長
2016年 1 月 同社会長 兼 シニアマネージングディレクタ
2016年10月 日本内部統制研究学会会長
2017年 6 月 双日株式会社社外監査役
2018年 6 月 株式会社村田製作所社外取締役監査等委員
2021年 4 月 プロティビティ合同会社シニアマネージングディレクタ
(現在に至る)

■ 重要な兼職の状況

プロティビティ合同会社シニアマネージングディレクタ

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

神林比洋雄氏は、大手会計事務所を経て、現在コンサルティングファームの代表者であります。財務および会計の監査業務に関する高度な専門知識に加え、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。さらに、大学院の客員教授や企業の社外役員を務める等、幅広い分野で活躍をされております。当社取締役会は同氏に、監査体制強化に適切な役割を果たしていただけることを期待できると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 神林比洋雄氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神林比洋雄氏は、補欠の社外監査役候補者です。
3. 当社は、本議案において神林比洋雄氏の選任についてご承認いただいた場合かつ、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出る予定です。同氏が過去において在籍していたアーサーアンダーセン（2003年3月退社）および朝日監査法人（2003年3月退社）は、退社して20年超経過しております。過去において在籍していた株式会社プロティビティジャパン（2015年12月退社）、株式会社ロバートハーフジャパン（2017年6月退社）と当社との間に取引はありません。現在在籍しているプロティビティ合同会社と当社との間には同社から当社への専門的サービス（コンサルティング業務）の提供取引がありますが、当社が同社に支払っている報酬額は年間約2,000万円であり、その規模は同社の親会社の連結売上高の0.1%以下であり、かつ、当社から同社への売上高はなく、取引の規模、性質に照らして、当社の意思決定に著しい影響を及ぼす取引関係はありません。そのため、当社は同氏に社外監査役としての独立性が認められるものと判断しております。
4. 当社と神林比洋雄氏の間では、本議案において同氏の選任についてご承認いただいた場合かつ、同氏が社外監査役に就任した場合、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。本議案において神林比洋雄氏の選任についてご承認いただいた場合かつ、同氏が社外監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。当該保険契約の概要は以下のとおりです。
- ・被保険者に対する株主代表訴訟および会社業務上の行為に起因する損害賠償請求訴訟により被保険者が負担することになった訴訟防御費用および損害賠償金等、会社に対する有価証券損害賠償請求に起因する法律上の賠償金および争訟費用、不祥事発生時に会社が負担した費用を対象とする。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外とする。
 - ・当該保険契約の保険料は、全額当社が負担する。

以 上

<ご参考>

第1号議案および第2号議案が承認可決された場合の取締役および監査役の体制は以下のとおりです。

氏名	地位	属性			
		社外役員	独立役員	役員人事案検討会議・役員報酬案検討会議の構成員	
再任 小木曾 聡	代表取締役社長			○	
再任 佐藤 直樹	取締役・専務役員				
再任 吉田 元一	取締役	○	○	◎	
再任 武藤 光一	取締役	○	○	○	
再任 中島 正博	取締役	○	○	○	
再任 君嶋 祥子	取締役	○	○	○	
再任 長田 准	取締役				
	木村 巖				
	井上 智子				
	宮崎 直樹	○			
再任 松本 千佳	監査役	○	○		

(注) 各取締役の地位、常勤監査役ならびに役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の構成員は、本定時株主総会終結後に正式決定する予定です。◎印は、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の委員長を示します。

1 当社グループの現況に関する事項

1 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第110期	2022年度 第111期	2023年度 第112期	2024年度 (当連結会計年度) 第113期
売 上 高 百万円	1,459,706	1,507,336	1,516,255	1,697,229
営 業 利 益 百万円	33,810	17,406	△8,103	57,490
経 常 利 益 百万円	37,986	15,787	△9,233	39,310
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 百万円	△84,732	△117,664	17,087	△217,753
1株当たり当期純利益金額 円	△147.61	△204.98	29.77	△379.34
純 資 産 百万円	516,007	433,409	463,420	251,020
1株当たり純資産額 円	798.17	640.94	682.98	310.90
総 資 産 百万円	1,258,350	1,361,735	1,464,375	1,478,180

(注) 当第113期の概況につきましては、後記「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(注) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いおよび「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

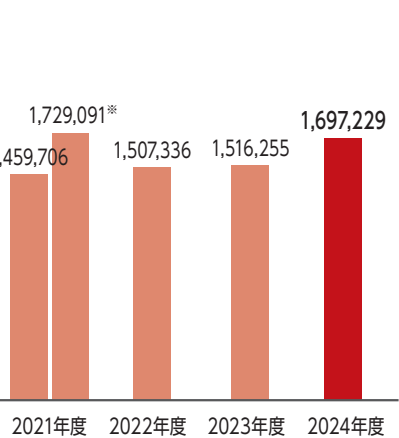
また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

(注) 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

(ご参考)

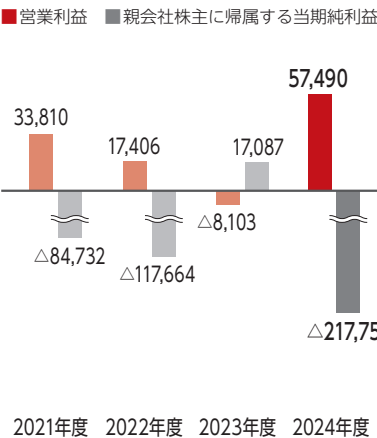
売上高

(単位：百万円)



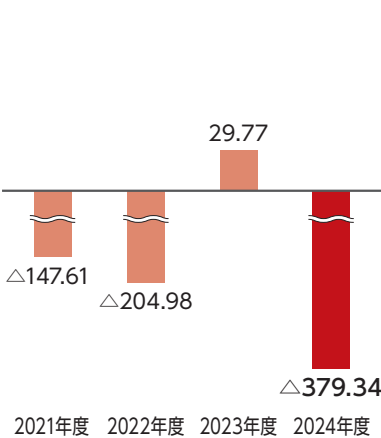
営業利益／親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益金額

(単位：円)



※「収益認識に関する会計基準」適用前の売上高を示しています。

2 エンジン認証不正問題への対応

当社のエンジン認証不正問題については、米国市場におけるエンジンの排出ガス認証試験および性能の問題について米国連邦およびカリフォルニア州当局による調査が継続していましたが、2025年1月16日に米国当局との間で和解に至りました。これは、米国における当社の過去のエンジン認証問題を一括して解決するものとなります。

日本市場においては、国土交通省から型式指定取消の処分を受けたもののうち、大型エンジン「A09C」搭載車の出荷を2023年2月より再開しました。大型エンジン「E13C」は型式指定の再申請に向けて劣化耐久試験を進めており、中型エンジン「A05C（HC-SCR）」については対応に時間を要していることから現行モデルの再申請はせず、エンジンを「A05C（尿素SCR）」の1機種に統合した2026年モデルで対応します。

また、当社に対する訴訟については、2022年8月に提起された米国の集団訴訟、2022年9月および2023年4月に提起された豪州の集団訴訟、2023年10月に提起されたカナダの集団訴訟はすべて和解に至っております。2025年3月に提起されたニュージーランドの集団訴訟については現在係争中です。

当社は二度と不正を起こさないため、2022年10月に「3つの改革」を策定しました。すべての礎となる企業理念「HINOウェイ」に則り、会社の使命を実現して再び社会への責任を果たしていくため、経営層の強い覚悟と率先垂範により経営・企業風土・クルマづくりにおける改革を進めております。

国土交通省からの是正命令に対しても、「3つの改革」を含む抜本的な再発防止策に取り組み、進捗を定期的に報告してまいりました。現在は、同省からの是正命令である社内チェック体制の再構築、コンプライアンスおよびガバナンス強化、開発体制の見直し、組織風土の抜本的改革等、再発防止策をすべて実施フェーズに移しています。これらの施策を社内では仕組みとして定着させるべく、従業員への教育の拡充等にも継続的に取り組んでおります。

2024年度の具体的な取り組みとして、品質マネジメントシステムに関する国際規格「ISO9001」の認証を2024年4月に取得いたしました。データの適切な管理体制の強化に向けては、認証試験データの自動保存化とアクセス管理を強化した外部新システムを導入しております。また、この問題を風化させないために、認証不正問題の公表を行った3月4日を新たに「再出発の日」と位置づけ、全社での振り返りを毎年実施しております。

「3つの改革」をさらに深化させ、組織風土・業務執行の継続的な改善を実行していくために、経営層と従業員が何度も意見交換をする機会を持ち、これまでの取り組みや成果の振り返り、施策の見直しを行っています。また、米国当局との和解内容を受け、当局と合意した市場措置および超過排出による環境への影響を相殺するための環境負荷軽減プロジェクトを、確実に実施してまいります。さらに、米国環境法等をより意識した「コンプライアンス・プログラム」を策定・実施し、自浄作用を働かせながらコンプライアンスの改善・強化を今後とも継続します。こうした取り組みを自律的なものとして定着させることで、当社の使命である「人、そして物の移動を支え、豊かで住みよい世界と未来に貢献」できるよう、努めてまいります。



■ 事業および経営基盤の強化に向けて

当連結会計年度における世界経済は、インフレの落ち着き、貿易持ち直し等による実質所得の改善を背景に底堅い成長を維持しています。国内の製造業においても、デジタル化・脱炭素化・サプライチェーン強靱化に向けた取り組みや人手不足対応などを背景に、投資活動の拡大傾向が続きました。

このような状況において、当社がこれからもお客様へ継続的に価値を提供していくには、商品・サービスを軸とした経営を行い、私たちの強みであるクルマのQDR = 「商品品質」を、クルマの稼働を支えるサービスとお客様ビジネスの困り事を解決するソリューションの「トータルサポート品質」で最大化し、「2つの品質」が相互に支え合うことで「総合品質」を向上して、お客様からパートナーとして選ばれ続けること、あわせて経営基盤の強化に取り組んでまいります。

商品については、大型トラック「日野プロフィア」、中型トラック「日野レンジャー」、小型トラック「日野デュトロ」、路線バスなどの改良モデル等、まだ出荷再開に至らない型式車両がある中でも、できる限りお客様のニーズにお応えする商品を提供してまいりました。

トータルサポートについては、国内外の販売会社の拠点新設・拡充・更新等を継続的に進め、スピーディーで質の高いサービスを提供し、お客様のビジネスに貢献し続けていくための体制整備に注力しております。



日野プロフィア

また、こうした既存事業の競争力強化に加え、カーボンニュートラルの実現、人流・物流に関する社会課題の解決に向けた取り組みを継続してまいりました。

カーボンニュートラルの実現に向けては、内燃機関車と電動車の両輪で適材適所に対応するマルチパスウェイによるアプローチで取り組みを進めています。2022年6月に発売した小型BEVトラック「日野デュトロ Z (ズィー) EV」は、脱炭素社会の実現を目指す全国のお客様に幅広くご愛用されており、2024年度の販売台数は560台を超えるレベルに達しました。燃料電池トラック「日野プロフィア Z FCV」は、水素社会の普及を目指し、お客様に実際に使用していただく走行実証を通じて実用化に向けた取り組みを推進しています。2025年4月から開催中の日本国際博覧会（大阪・関西万博）においては、ENEOS株式会社様と西日本ジェイアールバス様とともに国内初となる合成燃料を使用した駅シャトルバスを運行しております。



日野デュトロ Z EV



日野プロフィア Z FCV



合成燃料を使用したバス

人流・物流に関する社会課題の解決に向けては、CASE技術を活用し、業界を越えたさまざまなパートナーとの実証プログラムを推進しています。2023年7月に提供を開始した公共ライドシェアの運行管理受託サービスは、国土交通省が主導する『『交通空白』解消・官民連携プラットフォーム』に参画したことで自治体への導入やサービス拡充が順調に進んでいます。2024年11月には、国内商用車メーカー3社様ほか官民一体となって、新東名高速道路で自動運転技術を用いた大型トラックによる走行実証を開始しました。2025年1月より、苫小牧港にてコンテナ運搬を行うトレーラーの運行を高度化する実証実験を苫小牧栗林運輸株式会社様、株式会社三井E&S様とともに実施するほか、同2月からは、次世代道路技術の早期実装を目指して、新たに建設された舗装評価走路での自動運転レベル4相当の車両を用いた無人走行試験を大成ロテック株式会社様と開始しました。



大成ロテック様との実証実験車両



苫小牧港におけるトレーラー運行の高度化実証実験

また、ステークホルダーの皆様へ持続的に価値を提供していくため、「経営基盤の強化」にも継続して取り組んでいます。

身の丈を越えて事業拡大を優先した経営から脱却し、財務基盤と競争力を強化するため、2024年は米国部品事業の撤退や中国事業の縮小等、事業の「選択と集中」を図ってまいりました。あわせて、需給の改善による車両在庫の適正化、車両型式の見直しや部品種類の削減等の取り組みも進めております。

また、経営基盤を強化するうえで「人材」を重要な資産と考えており、企業理念の浸透や社内コミュニケーションの活性化、人材育成、職場環境の整備など、従業員が自社に誇りを持ちいきいきと働くための取り組みにも尽力しております。2024年度は、「人の成長」に注力する人事中期計画（2024年度～2026年度）の初年度として、評価・賃金制度の見直しや学びの支援に向けたさまざまな施策を実施しました。また、毎年実施している従業員意識調査において、2024年度はすべての指標でスコアの改善が見られ、結果を職場にフィードバックし、各組織の対話や改善に活用しています。

4 市場および販売・生産等の状況

当連結会計年度の国内のトラック市場につきましては、部品供給の改善等に伴う各社生産回復により、大中型トラックおよび小型トラックの総需要は増加となりました。また、国内のバス市場につきましても、供給制約問題の解消や新型コロナ禍以降の買い控えからの回復等により、バスの総需要は増加し、国内トラック・バスの総需要は合計で167.8千台と前期に比べ18.4千台（12.3％）の増加となりました。

当社の国内売上台数につきましては、出荷再開した大型トラックの一部車型の販売が好調なことにより、トラック・バスの合計で42.0千台と、前期に比べ3.4千台（8.9％）の増加となりました。海外につきましては、主にアセアンを中心とした販売減により、連結売上台数はトラック・バスの合計で85.8千台と前期に比べ6.2千台（△6.8％）減少いたしました。

この結果、日野ブランド事業のトラック・バスの総売上台数は127.8千台と前期に比べ2.8千台（△2.1％）減少いたしました。

また、トヨタ向け車両売上台数につきましては、SUVおよび小型トラックともに台数が増加し、152.5千台と前期に比べ48.2千台（46.2％）増加いたしました。

5 損益の状況

当連結会計年度の売上高は、海外子会社の円貨換算影響や価格改善等により1兆6,972億29百万円と前期に比べ1,809億74百万円（11.9％）の増収となりました。

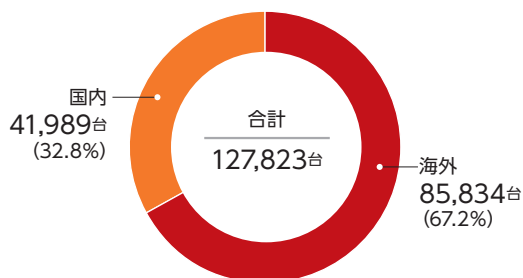
損益面では国内売上台数およびトヨタ向け車両売上台数の増加に加え、為替円安等により、営業利益は574億90百万円と前期に比べ655億94百万円（前期は81億3百万円の営業損失）の増益、経常利益は393億10百万円と前期に比べ485億44百万円（前期は92億33百万円の経常損失）の増益となりました。

一方、日野工場の一部の土地売却等による固定資産売却益345億53百万円や当社が保有していた政策保有株式の売却等による有価証券売却益180億2百万円を特別利益に計上したものの、北米認証関連損失2,584億13百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純損失は2,177億53百万円と前期に比べ2,348億41百万円の減益（前期は170億87百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。

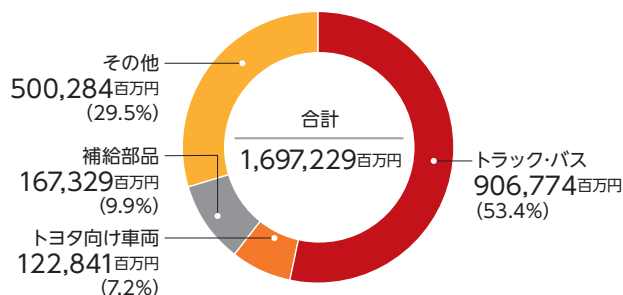
製品別売上の内訳は次表のとおりであります。

製品別売上の内訳

● 国内／海外トラック・バス台数構成比率



● 金額構成比率



トラック・バス

当年度売上合計

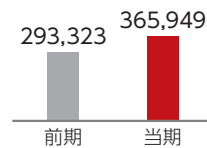
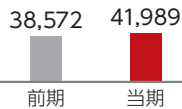
906,774百万円



国内

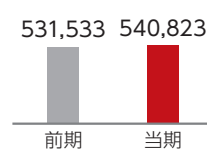
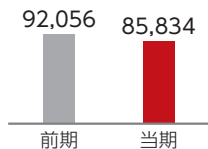
台数 (台)

金額 (百万円)

海外
(海外生産用)
部品を含む

台数 (台)

金額 (百万円)



トヨタ向け車両

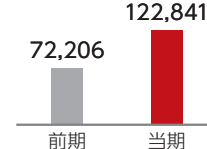
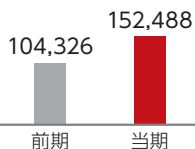
当年度売上合計

122,841百万円



台数 (台)

金額 (百万円)



補給部品

当年度売上合計

167,329百万円

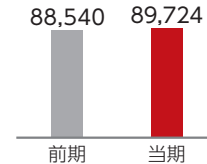
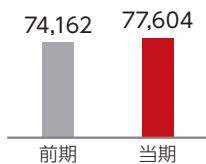


国内

海外

金額 (百万円)

金額 (百万円)



その他

当年度売上合計

500,284百万円

国 内

金 額 (百万円)

210,283 213,618

前期 当期

海 外

金 額 (百万円)

26,764 28,413

前期 当期

トヨタ

金 額 (百万円)

219,442 258,251

前期 当期

6 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、新製品および海外生産体制強化に向けた生産設備導入や、国内販売会社における拠点新設・リニューアルを中心に総額710億19百万円（前期比 △3.7%）実施いたしました。

7 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、自己資金に加え、トヨタ自動車株式会社および金融機関よりの借入にて賄いました。なお、当連結会計年度末有利子負債残高は、主に短期借入金が増加した結果、4,075億29百万円（前期末比337億39百万円増）となりました。

8 対処すべき課題

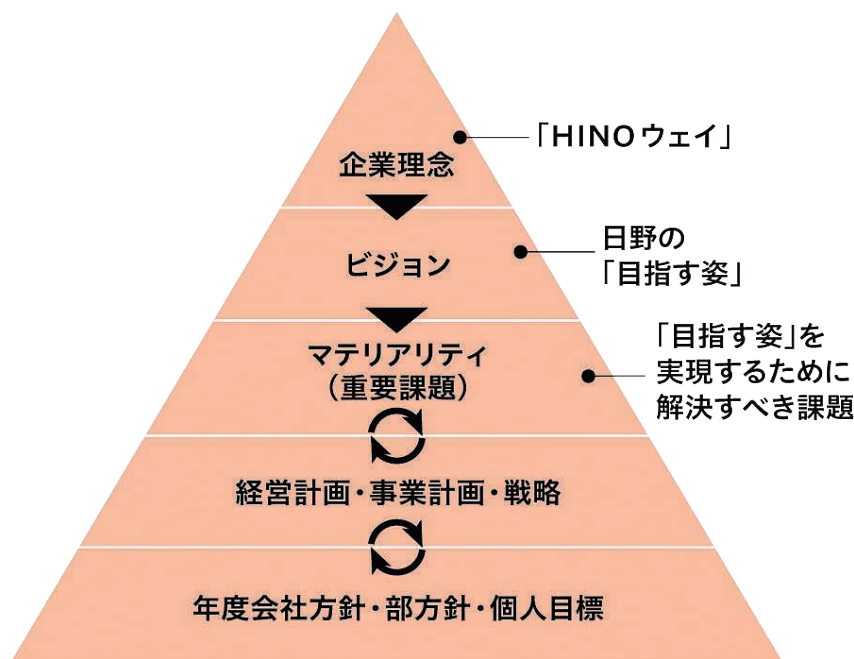
<当社グループ使命の実現>

当社グループの事業環境は、各国の政権交代や紛争などの地政学的な変化と相まって、他社と同様に不確実性が高まっています。しかし、このような変化の激しい事業環境だからこそ、「HINOウェイ」をすべての判断・行動の礎として事業活動にあたり、お客様と社会に価値を提供していきます。

具体的な取り組みとして、2030年以降も見据えた長期ビジョンとして日野の「目指す姿」を策定するとともに、その実現のため、「8つのマテリアリティ（重要課題）」を特定しています。

マテリアリティは、「目指す姿」を実現し、「HINOウェイ」で定める「会社の使命」を果たしていくための重要な課題です。持続可能な社会の実現と会社の持続的な成長に資するものだと考え、経営資源を適切に配分してマテリアリティに取り組みます。

『経営の考え方』



『8つの重要課題(マテリアリティ)』

■ マテリアリティ

お客様・社会への 価値提供	環境負荷低減とカーボンニュートラル社会実現への貢献
	商品・サービスとデジタルデータ活用を通じ、人や物が最適に移動できる社会の実現
	事故のない安全な社会の実現
価値提供を 実現するための 経営基盤	企業活動における人権尊重
	「正しい仕事」を支えるガバナンス
	従業員尊重と多様な人財の活躍
	信頼回復に向けたステークホルダーとの誠実な対話
	強靱で持続可能なサプライチェーンの維持

<収益力回復と営業利益率8%の達成>

当社グループは、中長期的な成長に向けた方針として、順次 利益水準の回復を図り、2030年度には営業利益率8%の実現を目指しています。そのために、事業ポートフォリオ見直し（選択と集中）を念頭に、お客様に貢献できていない事業および商品の再検討、「選択と集中」によって創出したリソースをお客様から高く評価いただいている商品の改良・拡販や、日本、アセアン、オーストラリアなど優位性のある市場での事業拡大に投下し、新たな付加価値の高い商品・サービスの提供につなげて競争力強化を図っていきます。

<4社協業、2社経営統合の実現>

2023年5月にトヨタ自動車株式会社、ダイムラートラック社、三菱ふそうトラック・バス株式会社および当社が基本合意書を締結して以降、誠実・相互尊重・多様性をベースに議論を重ねる中、それぞれの強みや企業文化を理解し合うことで、経営統合に関する協議は前向きに進めています。

当社グループは4社がともに目指す戦略的な目的が変わらず有効であることを確信しており、経営統合完了に向けて着実に推進し、さらなる企業および日野ブランドの価値向上を目指してまいります。

9 重要な親会社および子会社の状況（2025年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

当社の親会社はトヨタ自動車株式会社であり、同社は当社の株式287,897千株（自己株式控除後持株比率50.14%）を保有しております。

当社は1966年10月より、同社との業務提携を行っており、現在同社の乗用車「ランドクルーザー250」および小型トラック「ダイナ」の生産を行っているほか、商品相互補完取引、トヨタ販売網を通じた当社製品の販売など各般にわたって提携関係の発展・強化を図っております。

当社は、同社への製品の販売等については、原材料やエネルギー費の市場価格や労務費変動などを勘案して、每期価格交渉のうえ決定しております。部品の購入等については、一般的取引条件同様に市場価格等を十分に勘案し、同社と協議のうえ、合理的な価格としております。

また、資金借入時の利率については、市場金利を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

これら、当社と親会社グループの重要な取引については、独立社外取締役のみにより構成される特別委員会に事前に諮問し答申を得たうえで、取締役会において取引の妥当性を判断することとしております。

当事業年度においても、当社取締役会は、答申を踏まえて当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

また、当社と三菱ふそうトラック・バス株式会社の経営統合の協議においても、公正性を担保し利益相反を回避するための措置として、独立したファイナンシャル・アドバイザーおよび法律事務所からの助言も取得したうえで、利害関係を有しない特別委員会での審議を実施しております。

なお、当社と親会社である同社との間では当社の経営上の重要施策等の一定事項について、権限規定により報告・承認がなされています。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	所在地	資本金	当社の持株比率	主な事業内容
株 式 会 社 ソ ー シ ン	埼 玉 県	百万円 1,465	% 100.0	自動車部品の製造・販売
株 式 会 社 武 部 鉄 工 所	神 奈 川 県	135	55.0	板金加工部品の製造
株 式 会 社 ト ラ ン テ ッ ク ス	石 川 県	1,100	100.0	トラックの架装
南 関 東 日 野 自 動 車 株 式 会 社	東 京 都	100	※100.0	自動車の販売
大 阪 日 野 自 動 車 株 式 会 社	大 阪 府	100	※100.0	自動車の販売
九 州 日 野 自 動 車 株 式 会 社	福 岡 県	100	※100.0	自動車の販売
日野モータース マニファクチャリング タ イ ラ ン ド 株 式 会 社	タ イ	百万タイ・パーツ 2,500	80.0	自動車の組立、 ユニット部品の製造
日野モータース マニファクチャリング U . S . A . 株 式 会 社	ア メ リ カ	米ドル 1,626	100.0	自動車の組立、 ユニット部品の製造
日野モータース マニファクチャリング イ ン ド ネ シ ア 株 式 会 社	インドネシア	百万インドネシアルピア 931,010	90.0	自動車の組立
日 野 モ ー タ ー ス ア ジ ア 株 式 会 社	タ イ	百万タイ・パーツ 560	100.0	自動車の輸出入

(注) ※は、子会社による間接保有による比率です。

10 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、主として下記製品の製造および販売を行っております。

	区 分	主 要 製 品 名
トラック	大 型 ト ラ ッ ク	日野プロフィアシリーズ（HINO700シリーズ）
	中 型 ト ラ ッ ク	日野レンジャーシリーズ（HINO500シリーズ） HINO600シリーズ
	小 型 ト ラ ッ ク	日野デュトロシリーズ（HINO300シリーズ）
バ ス	大 型 バ ス	日野セレガシリーズ 日野ブルーリボンシリーズ
	中 型 バ ス	日野メルファシリーズ 日野レインボーシリーズ
	小 型 バ ス	日野ポンチョシリーズ 日野リエッセⅡシリーズ
トヨタ向け車両	乗 用 車（受 託）	ランドクルーザー250
	小 型 ト ラ ッ ク（OEM）	ダイナ
補 給 部 品 等		国内・海外向け各種補給部品およびユニット部品等
そ の 他		自動車用エンジン 発電機・建設機械等の産業用エンジン等

（注） 主要製品名の欄の（ ）は、同製品を海外仕様とした海外での製品名です。

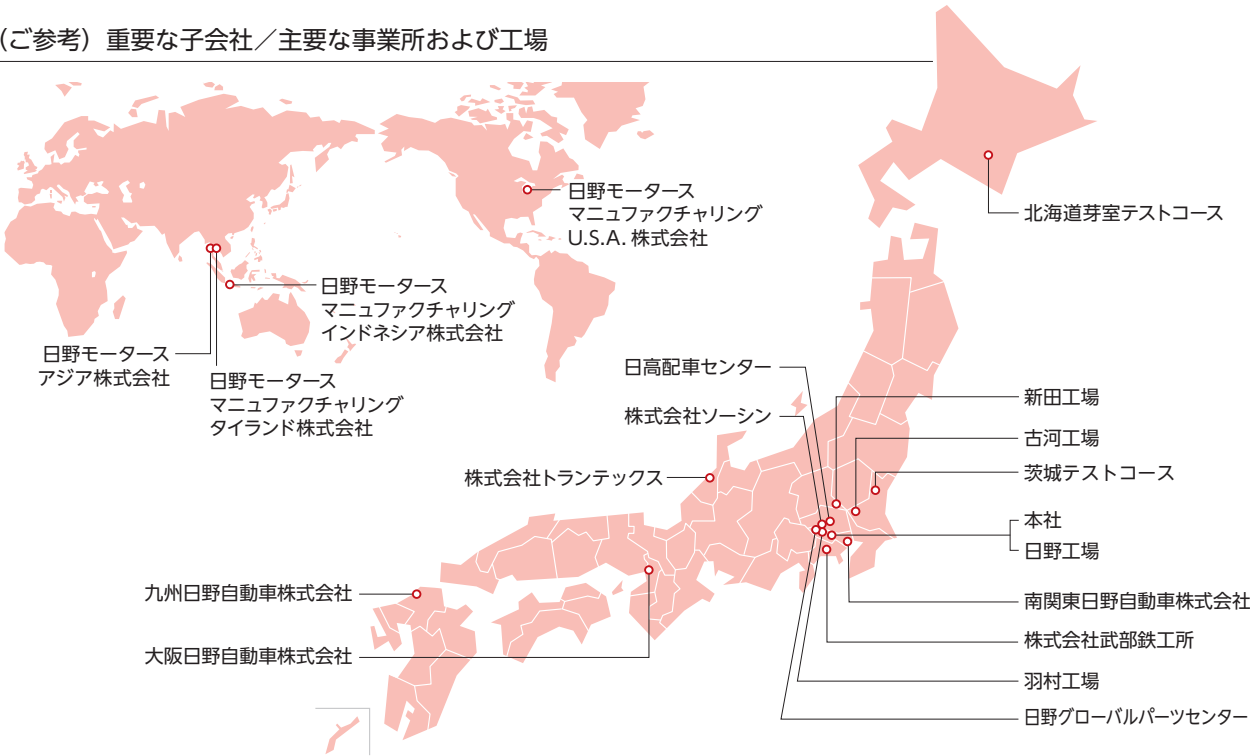
11 主要な事業所および工場（2025年3月31日現在）
（当社）

名 称	所 在 地
本 社	東京都日野市
日 野 工 場	東京都日野市
羽 村 工 場	東京都羽村市
新 田 工 場	群馬県太田市
古 河 工 場	茨城県古河市
日 野 グ ロ ー バ ル パ ー ツ セ ン タ ー	東京都青梅市
日 高 配 車 セ ン タ ー	埼玉県日高市
茨 城 テ ス ト コ ー ス	茨城県常陸大宮市
北 海 道 芽 室 テ ス ト コ ー ス	北海道河西郡芽室町

(国内子会社・海外子会社)

「9 (2) 重要な子会社の状況」をご参照ください。

(ご参考) 重要な子会社／主要な事業所および工場



12 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
33,608名	464名減

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。
2. 上記は、期間従業員、派遣社員等の総数8,361名を除いて記載しております。

13 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
百万円	
トヨタ自動車株式会社	261,949
株式会社三井住友銀行	39,398
株式会社みずほ銀行	21,807
株式会社三菱UFJ銀行	20,540

2株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- 1発行可能株式総数1,400,000,000株
- 2発行済株式の総数574,580,850株 (うち自己株式426,758株)
- 31単元の株式数100株
- 4株主数50,275名 (前期末比659名増)
- 5大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
トヨタ自動車株式会社	287,897	50.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	59,121	10.30
株式会社日本カストディ銀行	18,746	3.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	9,717	1.69
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	7,852	1.37
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	4,410	0.77
J P MORGAN CHASE BANK 385781	3,839	0.67
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,582	0.62
日野自動車従業員持株会	3,227	0.56
東京海上日動火災保険株式会社	3,000	0.52

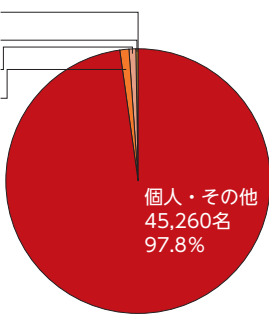
(注) 1.持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2.上記各信託銀行所有株式数は、すべて信託業務に係る株式の総数です。
各信託銀行所有株式数のうち株主名簿上所有株式数が最も多い名義分は、それぞれ次のとおりです。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 59,121千株 (持株比率 10.30%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 16,813千株 (持株比率 2.93%)

(ご参考)

■所有者別株式の分布状況 (2025年3月31日現在)

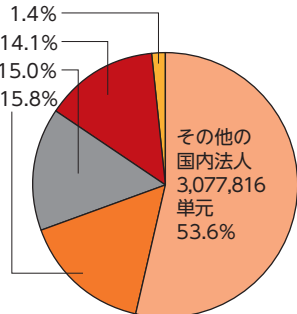
■株主数および比率 (合計 46,283名) (注1)

金融機関	21名	0.0%
金融商品取引業者	42名	0.1%
外国人等	415名	0.9%
その他の国内法人	545名	1.2%



■株式数および比率 (合計 5,743,941単元) (注1)

金融商品取引業者	81,548単元	1.4%
個人・その他 (注2)	811,408単元	14.1%
金融機関	864,052単元	15.0%
外国人等	909,117単元	15.8%



(注) 1. 上記株主数、株式数には、単元未満株主3,992名、単元未満株式186,750株は含まれておりません。
2. 「個人・その他」には、自己株式が4,267単元含まれております。また、1.の単元未満株式には自己株式が58株含まれております。

3 会社役員に関する事項

1取締役および監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
*取締役社長	小 木 曾 聡	経営全般 CEO 兼 CHRO
取 締 役	佐 藤 直 樹	日本事業COO
取 締 役	吉 田 元 一	学校法人明星学苑理事長
取 締 役	武 藤 光 一	株式会社商船三井特別顧問
取 締 役	中 島 正 博	株式会社モリタホールディングス代表取締役会長 兼 CEO 株式会社モリタ代表取締役会長 株式会社モリタ環境テック取締役 BRONTO SKYLIFT OY AB 取締役会議長
取 締 役	君 嶋 祥 子	株式会社LIXIL執行役専務 Chief Legal and Compliance Officer
取 締 役	長 田 准	プライム ライフ テクノロジーズ株式会社顧問
常 勤 監 査 役	木 村 巖	
常 勤 監 査 役	井 上 智 子	YKK AP株式会社社外取締役
監 査 役	宮 崎 直 樹	豊田合成株式会社取締役会長
監 査 役	松 本 千 佳	ブラザー工業株式会社社外監査役

- (注) 1. *印は、代表取締役を示します。
2. 取締役 吉田元一氏、武藤光一氏、中島正博氏および君嶋祥子氏は社外取締役です。なお、当社は、各氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
3. 取締役 吉田元一氏の重要な兼職先である、学校法人明星学苑と当社との間には重要な取引関係はありません。
4. 取締役 武藤光一氏の重要な兼職先である、株式会社商船三井と当社との間には自動車輸送の取引があります。
5. 取締役 中島正博氏の重要な兼職先である、株式会社モリタホールディングスと当社との間、株式会社モリタと当社との間、株式会社モリタ環境テックと当社との間、BRONTO SKYLIFT OY ABと当社との間には重要な取引関係はありません。
6. 取締役 君嶋祥子氏の重要な兼職先である、株式会社LIXILと当社との間には重要な取引関係はありません。
7. 取締役 君嶋祥子氏の戸籍上の氏名は若林祥子氏です。
8. 取締役 長田准氏は、会社法第427条第1項に定める非業務執行取締役等です。
9. 監査役 宮崎直樹氏および松本千佳氏は社外監査役です。なお、当社は、松本千佳氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、各取引所に届け出ております。
10. 監査役 宮崎直樹氏の重要な兼職先である、豊田合成株式会社と当社との間には自動車部品の取引があります。
11. 監査役 松本千佳氏の重要な兼職先である、ブラザー工業株式会社と当社との間には重要な取引関係はありません。
12. 監査役 松本千佳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
13. 常勤監査役 井上智子氏の戸籍上の氏名は岡崎智子氏です。
14. 当社と非業務執行取締役、社外取締役、社外監査役との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする契約を締結しております。
15. 取締役 君嶋祥子氏は、2025年3月31日付で株式会社LIXILを退社し、同年4月1日付で中外製薬株式会社の上席執行役員に就任しました。なお、中外製薬株式会社と当社との間には重要な取引関係はありません。
16. 監査役 長田准氏は、2025年4月1日付でプライム ライフ テクノロジーズ株式会社の取締役副社長執行役員に就任しました。
17. 当社は、取締役、監査役、専務役員および執行職を被保険者として役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の概要は以下のとおりです。
- ・被保険者に対する株主代表訴訟および会社業務上の行為に起因する損害賠償請求訴訟により被保険者が負担することになった訴訟防御費用および損害賠償金等、会社に対する有価証券損害賠償請求に起因する法律上の賠償金および争訟費用、不祥事発生時に会社が負担した費用を対象とする。
 - ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外とする。
 - ・当該保険契約の保険料は、全額当社が負担とする。

2 取締役および監査役の報酬等

(1) 取締役の報酬等

①基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的成長と企業価値の向上に取り組み、株主視点に立った経営を促すとともに、会社・個人業績との連動性を持つことで業績向上への意欲を高める報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。なお、本方針は当社取締役会にて決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与、および譲渡制限付株式報酬で構成します。

但し、社外取締役は独立した立場での経営の監督・監視機能を、非業務執行取締役は経営の監督・監視機能を担うことを鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

取締役の基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬は、2019年6月19日開催の株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（年額10億円、うち社外取締役分は年額1億円以内）の範囲内において決定します。

なお、譲渡制限付株式報酬は、2019年6月19日開催の株主総会の決議により定められた株式数の上限額（30万株）の範囲内において、役位、職責、株価等を踏まえ取締役会において、付与する株式の個数を決定します。

②基本報酬

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として毎月支給し、基本報酬の金額は、役位、職責に応じて当社の業績、従業員給与の水準、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

③賞与

取締役への業績連動報酬としての賞与は、経営目標達成に向けたインセンティブとして機能するよう、各期の連結営業利益（2025年3月期における期初目標200億円、期中修正目標2024年10月300億円／2025年1月450億円、実績575億円）をベースとし、役位、職責、株主への配当（2025年3月期における期初予想未定、期中修正予想0円、実績0円）、従業員の賞与水準、中長期的な業績、過去の支給実績および他社の動向などを総合的に勘案して決定するものとし毎年、一定の時期に支給することとします。

④譲渡制限付株式報酬

取締役には、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限期間を当社の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とする譲渡制限付株式を、毎年一定の時期に付与することがあります。付与する株式の個数は、前述の付与目的に沿うよう当社の役位、職責、株価等を踏まえて決定します。

⑤取締役の個人別の報酬等の額と割合の決定に関する方針

取締役の基本報酬、業績連動報酬である賞与、および譲渡制限付株式報酬については、会長・社長および社外取締役2名以上で構成される「役員報酬案検討会議」で役職毎の報酬額を決定したうえで、取締役会において総額を決定します。なお、報酬の種類毎の割合の目安は、当社の業績、従業員の賞与水準、中長期的な業績、他社水準を総合的に勘案して決定します。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定

当社取締役会は、役員報酬案検討会議で決定する役職毎の報酬額が、前述の指標を勘案し基本方針に沿った適正な内容であると判断したうえで、総額を決定します。

取締役の個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき、各取締役の職責・当社業績への貢献度を評価可能である代表取締役会長、および代表取締役社長が各取締役の基本報酬額および各取締役の賞与評価配分の決定権について委任を受けるものとします。

当該権限が適切に行使されるよう、役員報酬案検討会議における役職毎の報酬額の決定内容を踏まえることとし、譲渡制限付株式報酬は、同じく役員報酬案検討会議の決定を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容についても、役員報酬案検討会議が当社基本方針に沿って各指標を勘案し、役職毎の報酬額・総額を決定したうえで、代表取締役社長 小木曾聡に決定権を委任していることから、当社取締役会は方針に沿った内容であると判断しております。

(2) 監査役の報酬等

監査役に対しては、独立した立場での経営の監督・監視機能を担うことを鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

また、監査役の報酬は、2008年6月25日開催の株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（月額15百万円）の範囲内において決定し、各監査役の基本報酬額は、監査役の協議により決定します。

なお、監査役の協議にあたり、各監査役の基本報酬額案を役員報酬案検討会議にて検討・決定し、提示することとします。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額は、以下のとおりです。

単位：百万円

区 分	人 員 (名)	報酬等の 総額	基本報酬	賞与	譲渡制限付 株式報酬
取 締 役	8	154	154	—	—
うち社外取締役	4	48	48	—	—
監 査 役	4	91	91	—	—
うち社外監査役	2	19	19	—	—
合 計	12	245	245	—	—

- (注) 1. 上記の人員数には、2024年6月26日開催の第112回定時株主総会の終結のときをもって退任した取締役1名を含め、報酬等の総額には当該退任者に対する額を含めております。
2. 取締役・監査役全員について、上記役員報酬以外の報酬の支払いはありません。
3. 取締役および監査役の報酬については、以下のとおり株主総会にて決議されております。

区分	報酬の構成	報酬の限度額	株主総会決議
取締役	・基本報酬 ・賞与 ・譲渡制限付株式報酬 ※社外取締役および非業務執行取締役には基本報酬のみ支給	年額10億円以内 (使用人兼務取締役の使用人分を除く) うち社外取締役は年額1億円以内 譲渡制限付株式報酬は30万株以内	2019年6月19日付 第107回 定時株主総会決議 決議時の取締役：10名 (うち社外取締役：2名)
監査役	・基本報酬	月額15百万円以内	2008年6月25日付 第96回 定時株主総会決議 決議時の監査役：5名 (うち社外監査役：3名)

9 社外役員に関する事項

社外役員の当事業年度における主な活動状況（取締役会および監査役会への出席状況・発言状況）

区 分			氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況
取	締	役	吉 田 元 一	全13回中13回	—
取	締	役	武 藤 光 一	全13回中13回	—
取	締	役	中 島 正 博	全13回中13回	—
取	締	役	君 嶋 祥 子	全13回中13回	—
監	査	役	宮 崎 直 樹	全13回中13回	全13回中13回
監	査	役	松 本 千 佳	全13回中13回	全13回中13回

各社外取締役、社外監査役は、それぞれの豊富な経験に基づき、適宜必要な発言を行いました。

社外取締役および社外監査役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要は、以下のとおりです。

- ・取締役 吉田元一氏は、取締役会において、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社の経営全般に有益かつ幅広い助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・取締役 武藤光一氏は、取締役会において、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社グループの持続的成長のための適切な助言・提言を行っていただき、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・取締役 中島正博氏は、取締役会において、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から少数株主の立場を踏まえた幅広い意見を述べるなど、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・取締役 君嶋祥子氏は、取締役会において、法務に関する高度な専門知識、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から当社のコンプライアンスおよびガバナンスにおける適切かつ有益な助言・提言を行っていただくなど、経営の監視・監督の役割を適切に果たしました。
- ・監査役 宮崎直樹氏は、取締役会および監査役会において、企業経営全般の豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のコンプライアンスおよびガバナンスにおける有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。
- ・監査役 松本千佳氏は、取締役会および監査役会において、財務・会計に関する高い知見に基づき、独立した立場から当社の経営の監査に有益かつ貴重な助言・提言を行っていただき、当社の監査体制強化に適切な役割を果たしました。

4 会社の体制および方針

1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、エンジン認証不正問題を受け、2022年10月7日に「3つの改革」を進めていくことを公表し、この中でガバナンス改革の一環として、長期にわたって不正に気づけなかったことを踏まえて『内部統制システムの強化』を掲げてこれに取り組むとともに、リスクマネジメントのあり方をはじめとして内部統制システム（業務の適正を確保するための体制）の基本方針を見直し、2023年4月取締役会にて、以下のとおり、決議いたしました。

当社は「人、そして物の移動を支え、豊かで住みよい世界と未来に貢献する」を会社の使命と定め、人流・物流の課題の解決を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

そのために、「HINO基本理念」、「HINOサステナビリティ方針」、「HINO行動規範」から成る企業理念「HINOウェイ」を定め、「誠実・貢献・共感」を共通する3つの価値観とし、子会社を含めて健全な企業風土を醸成します。

また、ステークホルダーの信頼を得て、持続的成長と企業価値の向上を図っていくため、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化が重要と認識し、取締役会運営の改善に不断に取り組みます。

実際の業務執行の場においては、業務プロセスの中に牽制構造も含む問題発見と改善の仕組みを組み込むとともに、またそれを実践する人財の育成に不断の努力を払います。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、「HINOウェイ」の実践を監督し、取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保します。
- (2) 法令・定款、業務分掌、社内規程に基づき、取締役会および組織横断的な各種会議体で総合的に検討したうえで意思決定を行い、取締役間の相互牽制を図ります。
- (3) 独立した内部監査組織を設置し、職務執行の適正を確保するための体制の整備・運用状況の評価および業務の適法性、妥当性、効率性についての内部監査を定期的・継続的に行い、必要な改善を図ります。また、内部監査の活動状況・監査結果等については、監査役会および取締役会へ定期的に報告します。
- (4) コンプライアンス体制の整備・強化のため、社長を委員長とし全取締役・監査役・外部専門家が参加するコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する全社的な方針・課題について審議し、「HINO行動規範」の徹底およびそれを支える組織風土の醸成を推進します。
- (5) 「HINOウェイ」に基づく「正しい仕事」の実践のため、業務執行を担当する専務役員、Chief Officer (CxO)、機能長は、各担当分野・役割における業務プロセスの整備と運用に取り組みます。
- (6) 法令および社内規程の遵守に関するコンプライアンス上の懸念や問題の早期把握および解決を図ります。内部通報者に対しては不利益がないよう保護を図り、従業員が法令や社内規程への疑問・懸念・違反を発見した場合、職場の上司、専門部署、HINOコンプライアンス相談窓口等の各種相談窓口への報告・相談を安心して行うことができる環境・体制を整備し、運用します。

【運用状況の概要】

- (1) 取締役会は、取締役会規程に基づき付議された議案について適切に審議し、取締役および使用人の職務執行の法令および定款への適合、「HINOウェイ」の実践を監督しています。
- (2) 取締役会や経営会議をはじめとする会議体において総合的に検討したうえで意思決定を行っています。
- (3) 内部監査部が、リスクベースの業務監査や財務内部統制評価等の監査活動を行い、改善を図るとともに、活動状況、監査結果等について監査役会および取締役会に定期的に報告しています。
- (4) コンプライアンス委員会を当事業年度において4回開催し、当社グループコンプライアンス計画などの方針・課題について審議いたしました。委員会で承認された計画に基づいてChief Compliance Officer

(CCO、チーフ・コンプライアンス・オフィサー)の要請に従い、専務役員、Chief Officer (CxO)、機能長は、各担当分野・役割におけるコンプライアンスの諸施策(人づくり、組織・風土づくり)を実施しています。また、CCO管轄下のコンプライアンス推進部が社内関連部署と協働して、コンプライアンス委員会において、当社グループのコンプライアンス活動の状況等について報告しています。

- (5) 「正しい仕事」の実践のため、専務役員、CxO、機能長は役割と職務分掌を明確にし、また各部の業務分掌、職務権限を定めるとともに社内規程など業務に関するルールやプロセスの整備、標準化を推進しています。
- (6) 内部通報の仕組みとして、国内の社外弁護士事務所を受付窓口とする「HINOコンプライアンス相談窓口」および国際的な専門企業を受付窓口に全世界を対象とする「HINOグローバル・コンプライアンス・ホットライン」を運用しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

経営の健全性、効率性および透明性を確保するため、取締役および使用人の職務執行に関する情報について、適切な保存、管理のための体制を構築し、実効的に運用します。

【運用状況の概要】

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、文書管理に関する社内規定に基づき、各担当部署が適切に管理する体制を構築しています。また、情報セキュリティに関する点検も定期的に行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業や投資に関わるリスクは、業務執行を担当する各専務役員、CxO、機能長が各担当分野・役割において適切なリスク管理を行うとともに、重要リスクについては取締役会・経営会議等に諮り全社的に管理します。
- (2) 上記のほか安全、品質、環境、情報セキュリティ等を含むすべてのリスクについて、リスク管理規程に基づき各種会議体において管理するとともに、リスクマネジメント委員会において全社横断的な観点でリスクを識別し、評価・対策の確認をします。災害等の発生に備えて、マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて、リスク分散措置および保険付保等を行います。
- (3) 資金の流れや管理の体制を文書化する等、適正な財務報告の確保に取り組むほか、適時適正な情報開示を確保します。

【運用状況の概要】

- (1) 経営会議において事業や投資に関わるリスクを定期的に検証するとともに、各専務役員、CxO、機能長が適切なリスク管理を行っています。
- (2) Chief Risk Officer (CRO、チーフ・リスク・オフィサー)のもと、グループを含めた全社横断的な観点で各部が洗い出したリスクを識別し、評価・対策の確認体制を構築するとともに、従業員一人ひとりのリスク感度を上げ、リスク顕在化の未然防止を図ることを基本方針として、「リスクマネジメント委員会」で管理しています。また、「情報セキュリティ委員会」、「日野安全衛生・防災委員会」、「日野環境委員会」等の諸活動を通じて、統制活動、リスク管理の強化を図るとともに、より実効性をあげる取り組みも開始しました。
- (3) 財務報告に係る業務フロー、統制活動の文書化等の体制の整備とその運用状況の適正を定期的に評価し、また、適時適正な情報開示のため情報の収集、開示要否の判断を行っています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 中長期の経営方針および年度毎の会社方針を基に、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。管理にあたっては、各職場でのリソースの実情を十分に勘案し、また「HINOウェイ」を実践する組織風土の醸成・人財尊重のもとに、適正で効率的な執行が行われるよう取り組みます。

- (2) 取締役会および取締役が、経営方針に基づき迅速な意思決定を行うため、業務執行を担当する各専務役員、CxO、機能長を定め、各分野・役割における執行の権限を与えます。
業務執行を担当する各専務役員、CxO、機能長は主体的、機動的に業務を執行し、取締役会はこれを監督します。

【運用状況の概要】

- (1) 中長期の経営方針および年度毎の会社方針について、経営会議において審議のうえ、取締役会において決定しています。また、「HINOウェイ」に基づき、お客様や社会に貢献できる良い商品・サービスを提供するという共通の目的の下、組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行っています。
- (2) 全社方針や重要事項の検討および決定は、全CxO、機能長、常勤監査役で構成される経営会議に一元化し、経営のスピードアップと質の向上を図るとともに、業務分掌、権限を定め、各事業ユニット・機能において機動的な意思決定を行っています。当事業年度においては取締役会を13回、経営会議を50回開催しております。

5. 株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ共通の方針として、親会社であるトヨタ自動車株式会社のトヨタ基本理念やトヨタ行動指針を踏まえた「HINOウェイ」を子会社に展開し、人的交流を通じた経営理念の浸透も行うことで、グループの健全な業務の適正確保の環境の醸成を図ります。

また、親会社であるトヨタ自動車株式会社、トヨタグループ各社との取引の適正を確保します。

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
「関係会社管理規則」および関連規則を定め、当社における子会社の主管部署は定期および随時の情報交換を通じて、当社子会社の業務の適正性と適法性を確認します。グループ経営上の重要事項については当社の取締役会等において審議・報告することで、子会社の業務の適正性について監督します。
- (2) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
子会社に対し、「HINOウェイ」を展開し、コンプライアンスに関わる体制の整備および内部通報窓口の運用をサポートします。また、当社は外部に子会社向け内部通報窓口を設け、運用します。子会社のコンプライアンスの状況について、各種監査等定期的な点検を行い、コンプライアンス委員会に報告し、子会社のコンプライアンス担当者を対象とした研修会等を適宜開催する等、サポートを実施し、監督します。
- (3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程、その他の体制
子会社に対し、当社のリスク管理に関する規程に基づき、リスク管理体制の構築と運用を求め、当社のリスクマネジメント委員会および主管部署は必要に応じ、子会社における重要なリスクの識別・評価・対策について審議し、当社グループにおけるリスクマネジメントの推進を監督します。
- (4) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社に対して、経営方針、年度事業計画の作成と定期的な報告を求めるとともに、関係会社管理規則に基づいた権限規定、業務分掌等の社内規程を定め、それに基づく適切な権限委譲を行い、「HINOウェイ」に基づく適正で効率的な執行が行われるように監督します。

【運用状況の概要】

- (1) 「関係会社管理規則」に基づき、子会社をはじめとしたグループ会社ごとに主管部署を設定しています。経営上の重要事項に関しては「関係会社管理規則」に基づき、業務執行の監督、監査を行い、グループ会社に非常勤の取締役、監査役を派遣しています。また、業務の適正確保体制の整備に向け、グループ会社と意見交換を行っています。

- (2) 子会社に「HINOウェイ」を展開し、さらに行動指針や各種ガイドラインをグループ会社へ提示して、ガバナンスおよびコンプライアンスに関わる体制整備の指導・支援、当該体制を整備する人財の育成を実施しています。また、子会社向け内部通報窓口の運用およびコンプライアンス状況等の監査、点検、これらの状況についてのコンプライアンス委員会への報告、研修会等によるサポートなどを行っています。
- (3) 当社のリスクマネジメント規則に基づき、子会社に対して、リスク管理体制の構築と運用を求め、当社のリスクマネジメント委員会および主管部署により当社グループとしてのリスクマネジメントを推進しています。
- (4) 子会社に対して、経営方針、年度事業計画の作成と定期的な報告を求めるとともに、適切な権限規定、業務分掌規定による「HINOウェイ」に基づく適正で効率的な執行を求めています。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は次の体制を構築・運用し、監査役の監査が実効的に行われることを確保します。

- (1) 監査役の職務を補助すべき適切な人数のスタッフを置きます。
その人事については、事前に監査役会または監査役会の定める常勤監査役の同意を得ます。
- (2) 取締役は主な業務執行について担当部署を通じて適宜適切に監査役に報告するほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告します。当社および子会社の役員および従業員は、監査役の求めに応じ、定期的にまた随時、当社または子会社の事業に関する報告を行います。
監査役への報告をした者について当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることはなく、この旨を役員および従業員に周知徹底します。
- (3) 監査役の職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を適正に予算措置するとともに、予算措置時に想定し得ない事由のために必要となった費用についても、当社が負担します。
- (4) 主要な役員会議体には監査役の出席を得るとともに、監査役による重要書類の閲覧、会計監査人との定期的および随時の情報交換の機会等を確保します。

【運用状況の概要】

- (1) 監査役室を設置し、専任のスタッフを配置しています。その人事については、事前に常勤監査役の同意を得ています。
- (2) 当社および子会社の役員および従業員は、定期または随時に実施される監査役との意見交換時等に、当社または子会社の事業やリスク等に関する報告を行っています。報告を理由として不利な取扱いを受けないことが役員および従業員に周知徹底されています。
- (3) 監査役の職務の執行に必要な費用は適正に予算措置され、また当社が負担しています。
- (4) 監査役は取締役会および経営会議、その他重要な会議に出席するとともに、会計監査人と定期および随時に必要な情報交換を行っています。また、重要事項に関する決裁書を確認しています。

2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当については、財務体質の強化を図りつつ、毎期の業績、新規投資等を勘案しながら、連結配当性向30%を目安に安定的・継続的に行うよう努めていきます。

しかしながら、当事業年度においては損失計上により利益剰余金がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の状況

(1) 政策保有株式

当社はコーポレートガバナンス・コードに基づき、基本的に政策保有株式は縮減する方針です。

毎年、取締役会において、銘柄ごとに評価を実施し、総合的に保有意義があると判断した場合においてのみ、保有を継続いたします。保有意義が認められなくなった銘柄については発行体と対話のうえ、縮減します。

直近4事業年度の保有銘柄数および貸借対照表計上額の推移は以下のとおりです。2025年度においても、引き続き政策保有株式の縮減に取り組んでまいります。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数の推移

(銘柄)

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
非上場株式	39	38	37	31
非上場株式以外の株式	53	53	16	8

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の貸借対照表計上額の推移

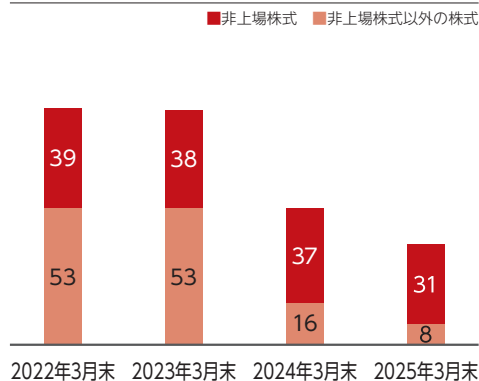
(百万円)

	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末
非上場株式	4,568	4,763	4,651	3,539
非上場株式以外の株式	67,137	74,006	58,875	35,335

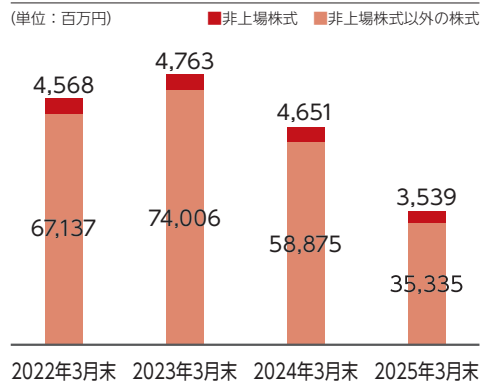
(2) みなし保有株式

第113期有価証券報告書(自2024年4月1日至2025年3月31日)に開示される予定のみなし保有株式の貸借対照表計上額(2025年3月31日現在)の合計額は17,113百万円となります。

銘柄数



貸借対照表計上額



■ 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	当期	前期(ご参考)
資産の部		
流動資産	836,177	808,307
現金及び預金	193,603	76,955
受取手形及び売掛金	263,208	296,364
リース債権	51,255	43,608
商品及び製品	197,832	233,940
仕掛品	44,951	54,207
原材料及び貯蔵品	45,464	42,467
その他	43,106	64,014
貸倒引当金	△ 3,245	△ 3,251
固定資産	642,003	656,067
有形固定資産	442,836	444,513
建物及び構築物	185,139	184,508
機械装置及び運搬具	81,349	82,743
工具、器具及び備品	20,272	23,910
土地	124,201	123,861
リース資産	5,282	5,703
建設仮勘定	26,542	23,634
貸与資産	49	151
無形固定資産	34,357	31,322
ソフトウェア	33,083	30,231
その他	1,274	1,090
投資その他の資産	164,808	180,231
投資有価証券	102,776	125,344
退職給付に係る資産	32,856	25,466
繰延税金資産	11,694	11,527
その他	20,547	21,245
貸倒引当金	△ 3,067	△ 3,351
資産合計	1,478,180	1,464,375

科 目	当期	前期(ご参考)
負債の部		
流動負債	1,021,370	853,141
支払手形及び買掛金	235,221	234,846
一年以内償還予定の社債	8,418	3,367
短期借入金	365,543	328,010
一年内返済予定の長期借入金	8,511	22,251
リース債務	1,364	1,464
未払金	50,817	55,948
未払法人税等	7,209	6,787
賞与引当金	8,180	7,980
役員賞与引当金	604	581
製品保証引当金	105,551	46,215
認証関連損失引当金	125,396	21,129
その他	104,548	124,559
固定負債	205,789	147,813
社債	6,703	7,902
長期借入金	18,351	12,258
リース債務	13,581	14,430
繰延税金負債	36,777	35,266
再評価に係る繰延税金負債	2,806	2,742
退職給付に係る負債	43,175	49,446
役員退職慰労引当金	1,559	1,497
資産除去債務	2,404	1,572
長期未払金	58,510	—
その他	21,917	22,697
負債合計	1,227,159	1,000,954
純資産の部		
株主資本	99,571	316,953
資本金	72,717	72,717
資本剰余金	66,299	65,928
利益剰余金	△ 39,243	178,510
自己株式	△ 201	△ 202
その他の包括利益累計額	78,896	75,095
その他有価証券評価差額金	34,938	46,620
繰延ヘッジ損益	△ 20	3
土地再評価差額金	2,290	2,273
為替換算調整勘定	13,948	9,467
退職給付に係る調整累計額	27,738	16,731
非支配株主持分	72,552	71,371
純資産合計	251,020	463,420
負債純資産合計	1,478,180	1,464,375

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：百万円)

科 目	当期	前期(ご参考)
売上高	1,697,229	1,516,255
売上原価	1,401,522	1,282,679
売上総利益	295,707	233,575
販売費及び一般管理費	238,216	241,679
営業利益又は営業損失 (△)	57,490	△ 8,103
営業外収益	13,179	14,472
受取利息及び配当金	6,249	4,794
持分法による投資利益	2,120	3,155
為替差益	—	1,912
雑益	4,809	4,609
営業外費用	31,359	15,601
支払利息	13,353	11,608
為替差損	14,397	—
雑損	3,608	3,992
経常利益又は経常損失 (△)	39,310	△ 9,233
特別利益	59,378	129,585
固定資産売却益	34,553	92,067
投資有価証券売却益	18,002	19,484
国内認証関連損失戻入益	4,739	17,000
その他	2,083	1,033
特別損失	289,252	77,263
固定資産除売却損	2,929	1,213
減損損失	7,724	11,608
国内認証関連損失	598	24,216
北米認証関連損失	258,413	36,363
豪州訴訟和解金	8,700	—
その他	10,887	3,860
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△ 190,563	43,088
法人税、住民税及び事業税	17,351	19,930
法人税等調整額	4,777	△ 2,062
当期純利益又は当期純損失 (△)	△ 212,693	25,220
非支配株主に帰属する当期純利益	5,060	8,132
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△ 217,753	17,087

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	当期	前期(ご参考)
資産の部		
流動資産	530,959	501,766
現金及び預金	133,215	5,247
受取手形	—	24
売掛金	171,735	245,977
商品及び製品	38,794	54,106
仕掛品	21,521	29,340
原材料及び貯蔵品	10,298	9,671
前払費用	4,666	3,669
短期貸付金	238,687	197,423
一年内回収予定の長期貸付金	180	15,331
その他	23,953	33,135
貸倒引当金	△ 112,092	△ 92,162
固定資産	325,933	352,739
有形固定資産	166,531	169,270
建物	66,282	67,205
構築物	12,738	12,811
機械装置	30,623	34,875
車両運搬具	4,821	2,877
工具器具備品	9,847	11,919
土地	30,073	30,599
リース資産	117	148
建設仮勘定	12,027	8,831
無形固定資産	30,383	27,058
ソフトウェア	30,137	26,772
施設利用権	246	285
投資その他の資産	129,019	156,409
投資有価証券	38,876	63,527
関係会社株式	70,462	71,376
出資金	482	374
関係会社出資金	5,365	7,279
長期貸付金	1,854	2,409
長期前払費用	5,328	6,309
前払年金費用	4,024	2,392
その他	5,586	5,710
貸倒引当金	△ 2,962	△ 2,970
資産合計	856,893	854,505

科 目	当期	前期(ご参考)
負債の部		
流動負債	793,284	621,854
買掛金	144,858	142,319
短期借入金	311,589	257,367
一年内返済予定の長期借入金	180	15,331
リース債務	47	45
未払金	36,986	46,201
未払費用	48,987	77,059
未払法人税等	933	833
預り金	16,810	13,728
製品保証引当金	105,551	46,215
認証関連損失引当金	125,396	21,129
その他	1,943	1,623
固定負債	100,073	45,009
長期借入金	180	380
リース債務	69	116
繰延税金負債	15,724	19,763
退職給付引当金	22,287	22,386
長期未払金	59,168	509
資産除去債務	1,744	913
その他	899	940
負債合計	893,358	666,864
純資産の部		
株主資本	△ 58,997	151,655
資本金	72,717	72,717
資本剰余金	65,194	65,194
資本準備金	64,307	64,307
その他資本剰余金	887	887
利益剰余金	△ 196,741	13,910
利益準備金	7,103	7,103
その他利益剰余金	△ 203,844	6,807
固定資産圧縮積立金	4,708	4,834
繰越利益剰余金	△ 208,553	1,973
自己株式	△ 167	△ 167
評価・換算差額等	22,532	35,986
その他有価証券評価差額金	22,522	36,038
繰延ヘッジ損益	10	△ 52
純資産合計	△ 36,465	187,641
負債純資産合計	856,893	854,505

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	当期	前期（ご参考）
売上高	910,689	827,969
売上原価	791,218	740,431
売上総利益	119,470	87,538
販売費及び一般管理費	113,464	119,275
営業利益又は営業損失（△）	6,006	△ 31,736
営業外収益	46,696	43,284
受取利息及び配当金	42,702	38,486
雑益	3,994	4,798
営業外費用	44,079	68,442
支払利息	8,089	7,019
貸倒引当金繰入	19,696	59,175
為替差損	13,766	—
雑損	2,526	2,246
経常利益又は経常損失（△）	8,623	△ 56,894
特別利益	55,967	127,112
固定資産売却益	33,930	90,889
投資有価証券売却益	15,006	19,212
関係会社株式売却益	1,054	—
国内認証関連損失戻入益	4,739	17,000
その他	1,236	9
特別損失	272,888	68,524
固定資産除売却損	2,301	919
投資有価証券評価損	181	—
北米認証関連損失	258,413	36,363
豪州訴訟和解金	8,700	—
国内認証関連損失	598	24,216
関係会社株式評価損	332	539
関係会社出資金評価損	2,025	3,497
その他	335	2,987
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）	△ 208,296	1,693
法人税、住民税及び事業税	882	2,670
法人税等調整額	1,473	△ 29
当期純損失（△）	△ 210,652	△ 948

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日野自動車株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴康
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 真木 靖人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日野自動車株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日野自動車株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

日野自動車株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田邊 晴 康
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 真 木 靖 人
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 佐々木 崇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日野自動車株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、日野自動車株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第113期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査実施計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査実施計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載の当社のエンジン認証不正問題については米国当局との和解に至り、全社を挙げた再発防止策が確実に進捗していることを確認しております。引き続きこれらの取り組みが着実に定着することを注視してまいります。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月20日

日野自動車株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 木 村 巖 ㊞
常 勤 監 査 役 井 上 智 子 ㊞

社 外 監 査 役 宮 崎 直 樹 ㊞
社 外 監 査 役 松 本 千 佳 ㊞

(ご参考) 株主メモ

決 算 期	3月31日
定 時 株 主 総 会	毎年6月
株 主 確 定 日	期末配当金 3月31日 中間配当金 9月30日
株 主 名 簿 管 理 人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
株式に関する手数料	単元未満株式買取手数料 無料
公 告 方 法	以下の当社ウェブサイトにて電子公告により行います。 https://www.hino.co.jp/corp/for_investors/notification.html ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
上 場 取 引 所	東京、名古屋各証券取引所
証 券 コ ー ド	7205

【株式に関するお手続きの窓口について】

◇証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問い合わせ先	
○郵送物等の発送と 返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の 配当金に関するご照会 ○株式事務に関する 一般的なお問い合わせ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 ☎ 0120-232-711 (受付時間：土・日・祝祭日等を除く 平日午前9時～午後5時：通話料無料) (郵送先) 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ウェブサイト) https://www.tr.mufg.jp/daikou/ よくあるお問い合わせ (FAQ) はこちらから 
○上記以外のお手続き、 ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。	

株主総会会場 ご案内略図

開催日時

2025年6月26日(木曜日) 午前10時

(受付開始時間:午前9時)

開催場所

東京都八王子市明神町3丁目19-2

東京都立多摩産業交流センター(東京たま未来メッセ)

(会場は本社・日野工場ではございませんのでご注意ください。)



交通のご案内

■ JR中央線・横浜線・八高線

「八王子駅」北口出口から徒歩5分

■ 京王線

「京王八王子駅」3番出口から徒歩2分

本施設は公共施設のため、駐車場・駐輪場は台数に限りがありますので公共交通機関をご利用くださいますようお願いいたします。

※駐車場・駐輪場開場時間：午前8時30分

会場拡大図



日野自動車株式会社

〒191-8660

東京都日野市日野台3丁目1番地1

電話 (042) 586-4958

<https://www.hino.co.jp/>

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、
より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



第113回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

第113期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

- 事業報告
 - 会計監査人の状況 1
- 連結計算書類等
 - 連結株主資本等変動計算書 2
 - 連結注記表 3
- 計算書類等
 - 株主資本等変動計算書 18
 - 個別注記表 19

会計監査人の状況

1 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	百万円
(1)当社が支払うべき報酬等の額	148
(2)当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	245

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記（１）の金額には、これらの合計金額を記載しております。
2. 上記の金額には、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務である、情報開示に関する助言・指導に対する報酬等を含んでおります。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、監査報酬の推移ならびに報酬見積の算出根拠に当年度の重点事項が織り込まれているか等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。
4. 当社の重要な子会社のうち日野モータース マニユファクチャリング タイランド株式会社、日野モータース マニユファクチャリング U.S.A.株式会社、日野モータース マニユファクチャリング インドネシア株式会社および日野モータース アジア株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

3 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

4 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

連結株主資本等変動計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己 株式	株主資本 合計
2024年4月1日 期首残高	72,717	65,928	178,510	△ 202	316,953
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 217,753		△ 217,753
自己株式の取得				1	1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		232			232
連結子会社の増資による 持分の増減		138			138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	371	△ 217,753	1	△ 217,381
2025年3月31日 期末残高	72,717	66,299	△ 39,243	△ 201	99,571

	その他の包括利益累計額						非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日 期首残高	46,620	3	2,273	9,467	16,731	75,095	71,371	463,420
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する 当期純損失								△ 217,753
自己株式の取得								1
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								232
連結子会社の増資による 持分の増減								138
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	△ 11,681	△ 23	17	4,481	11,007	3,800	1,181	4,981
連結会計年度中の変動額合計	△ 11,681	△ 23	17	4,481	11,007	3,800	1,181	△ 212,399
2025年3月31日 期末残高	34,938	△ 20	2,290	13,948	27,738	78,896	72,552	251,020

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち連結決算日が異なる会社

(決算日) 12月31日

上海日野エンジン(有)

(株)タケベ (タイランド)

日野モータース マニファクチャリング コロンビア(株)

日野自動車 (中国) (有)

日野汽車投資 (中国) (有)

日野モータース セールス ロシア(有)

日野モータース マニファクチャリング メキシコ(株)

日野ファイナンスインドネシア(株)

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券償却原価法 (定額法)

② その他有価証券

・ 市場価格のない株式等以外のもの時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定しております。)

・ 市場価格のない株式等移動平均法による原価法

(2)デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ時価法

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

・ 連結計算書類作成会社個別原価法及び移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定しております。)

・ 国内連結子会社個別原価法及び移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価
切下げの方法により算定しております。)

・ 海外連結子会社主として移動平均法による低価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具備品

……………主として定率法（型・治具は定額法）

なお、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によります。

- ・貸与資産 ……………契約期間に基づく定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法によります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によります。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金等の債権に対する貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

連結子会社（ただし一部は除く）は従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度負担分を計上しております。

④ 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績等を基礎にして計上しております。

⑤ 認証関連損失引当金

認証試験課題に関連した損失に備えるため、当連結会計年度末において合理的に見積もることが可能な金額を計上しています。

⑥ 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(6)収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。これらの履行義務に関する取引の対価は、製品の引渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① トラック・バス

トラック・バスの販売については、顧客との間に締結した販売契約に基づき、受注した製品の引き渡し義務を負っており、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務を充足したと判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客への支払が見込まれるリベート額を顧客への販売額から除いた金額で測定することとしております。

② トヨタ向け車両

トヨタ自動車株式会社及びトヨタグループ会社向けに販売する完成車両は、トヨタ自動車株式会社及びトヨタグループ会社が指定する納入場所に納入する義務を負っており、製品が検収された時点で履行義務を充足したと判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

取引価格の算定については、原材料等の受給額を除いた金額で測定することとしております。

③ 補給部品

補給部品の販売については、顧客との間に締結した販売契約に基づき、補給部品の引き渡し義務を負っており、補給部品の引き渡し時点において顧客が当該補給部品に対する支配を獲得し、履行義務を充足したと判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(7)ヘッジ会計については、原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップ取引は振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

(8)消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。

(9)当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(10)退職給付に係る負債の計上については、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1～16年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(1～18年)による定額法により、翌連結会計年度より費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5. 重要な会計上の見積りに関する事項

(1)製品保証引当金

- ① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額
製品保証引当金 105,551百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品保証引当金には、保証書の約款に従った修理費用に備えるものと、リコール及びその他個別の品質不具合(以下、「リコール等」という。)に係る市場措置費用に備えるためのもの、北米延長保証に備えるものが含まれております。

保証書の約款に従った修理費用に備える引当金は、過去の実績等により見積もられた台当たりの修理費用、修理の見込台数等に基づき計上しております。

また、リコール等に係る市場措置費用に備えるための引当金は、(Ⅰ)台当たりの修理費用、(Ⅱ)修理の見込台数、(Ⅲ)責任負担割合等に基づき計上しております。

(Ⅰ)台当たりの修理費用は、個々のリコール等の品質不具合の状況を調査のうえで、修理に要すると考えられる費用に基づき見積もられます。

(Ⅱ)修理の見込台数は、個々のリコール等について、(ⅰ)不具合が生じていると見込まれる台数および、(ⅱ)その内修理が行われると見込まれる台数の割合を見積もることにより決定されます。この内、(ⅰ)不具合が生じていると見込まれる台数は、個々のリコール等の品質不具合の状況に関する社内調査の内容を踏まえて、(ⅱ)その内修理が行われると見込まれる台数の割合は過去のリコール等における実績の割合等を踏まえて、見積もられます。

また、(Ⅲ)責任負担割合は、不具合原因の一部が第三者に起因する場合において、当該第三者との交渉の状況に基づいて見積もられます。

北米延長保証に備えるための引当金は、米国で提起された暫定的な集団訴訟の和解及び米国当局との民事和解並びにカナダで提起された暫定的な集団訴訟の和解において、保証期間の延長を合意

した車両の修理費用として、過去の実績率等により見積もられた台当たりの修理費用、修理の見込み台数等に基づいて計上しております。

これらの見積り項目には不確実性が含まれている為、見積りの前提条件の変化等によって実際の費用の発生が異なる場合があり、製品保証引当金の計上金額を見直す可能性があります。

(2) 認証関連損失引当金

- ① 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額
認証関連損失引当金 125,396百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

認証関連損失引当金には、主に北米認証問題を起因とする米国民事制裁金96,993百万円、米国環境負荷軽減費用23,325百万円及び国内顧客への燃費補償費用4,002百万円が含まれています。

米国民事制裁金費用は、米国当局及びカリフォルニア当局と民事和解にて合意した支払金額のうち当連結会計年度末時点で支払い済みの金額を控除し、計上しております。裁判所の審理・判決等を控えており、認証関連損失引当金の計上金額を見直す可能性があります。

米国環境負荷軽減費用は、米国当局と民事和解にて合意した環境負荷軽減プロジェクトについて、協力先の米国国内鉄道会社及び船舶運営会社等への資金提供見込み額を計上しております。裁判所の審理・判決等を踏まえ、協力先との各プロジェクトの遂行状況に応じて資金提供見込み額の見直しが発生する可能性があります。

国内顧客への燃費補償費用は、エンジン機種ごとに技術検証を基に計算した燃費性能（燃費値）と実際の届出値（諸元値）との乖離を基に、燃費代差額を算定し、商用車の特性を勘案して算定した台当たり補償額に、対象車両の過去の販売台数に顧客の辞退率を考慮した支払対象台数を乗じることで影響額を見積もっております。

国内顧客への燃費補償費用の見積りに際しては、顧客の辞退率等の不確実性を伴っており、見積り前提条件の変化等によって実際の顧客への燃費補償費用の発生が異なる場合があり、認証関連損失引当金の計上金額を見直す可能性があります。

6. のれんの償却に関する事項

のれんは原則として、発生年度より、その効果の発現する期間の見積りが可能なものはその見積り期間で、その他については5年間で均等償却しております。

[会計方針の変更に関する注記]

1. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企

業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

2. 「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の適用

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響は軽微であります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1. 担保資産及び担保付債務

工場財団抵当以外に供しているもの

預金	1,079	百万円
建物	2,100	
土地	1,678	
その他	152	
計	5,011	

上記資産は下記債務の担保に供しております。

短期借入金	399	百万円
長期借入金	81	
計	480	

2. 有形固定資産の減価償却累計額

1,001,131 百万円

3. 保証債務

銀行借入金他に対し、債務保証を行っております。

オートローン	1	百万円
従業員の住宅資金借入金	104	
計	105	

4. 偶発債務

【認証問題】

北米及び日本市場向けエンジンの認証問題の影響については、日本市場向けエンジンの特別調査委員会による調査は完了し、一部の検証、調査、及び関係各所とのコミュニケーションは継続して行われておりましたが、米国における当社の過去のエンジン認証問題について、2025年1月16日、当社は、米国司法省との間で、刑事和解に至りました。また、当社及び当社の米国子会社は、米国当局及びカリフォルニア当局との間で、当該問題について民事和解に至りました。本和解において合意した内容に基づき、合理的に見積もり可能な額を連結計算書類に反映しております。

なお、米国以外の国における認証問題に関連する当局との和解に伴う費用については連結計算書類には反映しておりません。

【海外における当社及び当社子会社に対する訴訟】

ニュージーランドの集団訴訟

当社は、2025年3月3日（現地時間）付で、ニュージーランド高等裁判所パーマストンノース支部において訴訟を提起されました。

原告は、2003年1月1日から2022年8月22日までに当社が製造したディーゼルエンジンを搭載した車両を、2010年3月4日から2025年3月3日までに購入、交換、又は賃借により取得した者を代表する集団訴訟として、当社車両用エンジンの排気ガス性能基準及び燃費基準の違反に関する詐欺行為等に起因して損害を被ったなどと主張しております。

本件訴訟の訴状において、原告は、損害賠償等を請求しておりますが、原告の具体的な請求金額は一切明らかにされておりません。

ニュージーランドの集団訴訟について、原告の主張及び請求内容を確認中であり、訴訟の結果によっては損失が発生する可能性があります。現時点でその影響額を合理的に算定することは困難であり、連結計算書類には反映しておりません。

5. 債権流動化に伴う遡及義務額

1,535 百万円

6. 土地の再評価

一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。この評価差額のうち、当該評価差額に係る繰延税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

一部の会社は「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第5号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。また、一部の会社は同第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に、時点修正による補正等合理的調整を行って算定しております。

・再評価を行った年月日 ……………2002年3月31日

・再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額
……………1,291百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 特別利益

（固定資産売却益）

固定資産売却益の主な内容は、経営資源の有効活用と資産効率向上のため、2025年2月28日に実施した東京都日野市旧日野工場の一部の土地売却によるものであります。

当該土地については、建物解体更地化工事や代替候補地への移管に一定の期間を要するため、売却後も、買主との間で使用貸借契約を締結し、建物解体更地化工事や代替候補地への移管が終了し土地を明け渡すまでの一定期間引き続き当社での使用を予定しております。

当該取引は、セール・アンド・リースバック取引に該当するため、売買契約日時点で、会計上、売却が成立しているかに関して、関連する会計基準（企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」や企業会計原則に定められる実現主義の原則）等に基づき、土地の譲渡価格、リース取引の分類及び賃借料並びに当社に残存するリスク負担の割合等について検討しました。その結果、買手への売却時点で当該土地のリスクと経済価値のほとんどすべてが買手に移転したと判断し、対象となる土地の消滅及び固定資産売却益を認識しております。

当該取引に伴い、33,676百万円を固定資産売却益として特別利益に計上いたしました。

2. 特別損失

（減損損失）

当社グループは、主に以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

場所 米国

用途 製造設備等

種類 機械装置他

減損損失 6,652百万円

(資産のグルーピングの方法)

当社は、主として事業セグメントを基礎とした資産のグルーピングを行っております。また、重要な遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。なお、連結子会社は原則として会社単位を基礎として資産のグルーピングを行っています。

(減損損失に至った経緯)

当社の連結子会社である日野モータースマニファクチャリングU.S.A.社において、収益性が低下し、減損の兆候が認められ将来の回収可能性を検討した結果、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は機械装置等の鑑定評価額に基づき算定しております。

(北米認証関連損失)

当社並びに当社米国及びカナダ子会社は、2023年10月19日付で、カナダブリティッシュコロンビア州上級裁判所において訴訟を提起され、カナダケベック州上級裁判所においても同様の訴訟を提起されておりましたが、2024年9月26日、原告団との間の和解契約について当社取締役会で承認しました。本件和解に伴い、5,885百万円を特別損失に計上いたしました。

また、2025年1月16日に開示しました「エンジン認証問題に関する当社及び当社米国子会社と米国当局との和解に関するお知らせ」のとおり、当社及び当社の米国子会社は、米国当局との間で、米国市場におけるエンジンの排ガス認証試験及び性能の問題について和解（以下「本件和解」といいます。）に至りました。

本件和解により、刑事制裁金及び民事制裁金を支払うことに合意しました。また、民事和解において当局の承認を得た上で、対象エンジンの市場措置並びに環境負荷軽減プロジェクトを実施いたします。さらに、米国で提起された暫定的な集団訴訟の和解及び米国当局との民事和解並びにカナダで提起された暫定的な集団訴訟の和解において、車両の延長保証を実施いたします。当連結会計年度に上記費用として252,528百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、民事制裁金及び環境負荷軽減プロジェクトにかかる費用については認証関連損失引当金、市場措置及び延長保証にかかる費用については製品保証引当金にそれぞれ計上しておりますが、刑事制裁金については2025年3月に東ミシガン地区連邦地方裁判所の判決にて確定・発効した有罪答弁合意書記載の金額に基づき、未払金及び長期未払金に計上しております。

(豪州訴訟和解金)

当社及び当社豪州子会社は2023年4月17日付で、豪州ビクトリア州上級裁判所において訴訟を提起されておりましたが、2024年12月25日、原告団との間の本件和解について、当社取締役会で承認いたしました。本件和解に伴い、豪州訴訟和解金として8,700百万円を特別損失として計上いたしました。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 574,580,850株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

親会社及び金融機関等からの借入、社債により調達した資金の使途は、運転資金及び設備投資資金であります。

また、為替変動リスクを軽減するために、一部の売掛金、買掛金、短期借入金、一年内返済予定の長期借入金及び長期借入金については為替予約取引、通貨スワップ取引及び通貨オプション取引を実施しております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース債権	51,771	51,477	△293
(2)投資有価証券	67,690	66,079	△1,610
(3)社債	15,122	15,318	195
(4)長期借入金	18,351	18,351	—
(5)デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されているもの	849	849	—
②ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) リース債権

これらは一定の期間ごとに区分したリース債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によって評価しております。

(2) 投資有価証券

これらの時価のうち株式については、取引所の価格によっております。債券については、一定の期間ごとに区分した債券の元利金の合計額を想定される利率で割引いて現在価値を算定しております。

(3) 社債

発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しております。

(4) 長期借入金

変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) デリバティブ取引

為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該科目に含めて記載しております。なお、予定取引に対する為替予約取引は、期末時点での取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 「現金」については、現金であること、「預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「1年内返済予定の長期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) 市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額35,086百万円）は、「(2)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	48,272	—	—	48,272
デリバティブ取引	—	849	—	849

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
リース債権	—	51,477	—	51,477
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	17,807	—	17,807
社債	—	15,318	—	15,318
長期借入金	—	18,351	—	18,351

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

予定取引に対する為替予約取引及び通貨スワップ取引の時価は、期末時点での取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、為替予約取引の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該科目に含めて記載しております。

リース債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、帳簿価額とほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

[収益認識に関する注記]

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 ※	合計
	日本	アジア	計		
売上高					
トラック・バス	494,096	227,694	721,790	184,983	906,774
トヨタ向け車両	122,645	195	122,841	—	122,841
補給部品	81,471	34,519	115,991	51,338	167,329
その他	253,091	151,741	404,832	95,452	500,284
外部顧客への売上高	951,304	414,151	1,365,456	331,773	1,697,229

※「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない地域であり、北米、オセアニア等を含んでおります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等】 「4. 会計方針に関する事項 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約負債の残高は以下のとおりであります。なお、契約資産の残高はありません。

契約負債の期首残高……………4,063百万円

契約負債の期末残高……………4,734百万円

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額……………310円90銭
2. 1株当たり当期純損失金額……………△379円34銭

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書（自2024年4月1日 至2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2024年4月1日 期首残高	72,717	64,307	887	65,194	7,103	4,834	1,973	13,910	△ 167	151,655
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 125	125			
当期純損失							△ 210,652	△ 210,652		△ 210,652
自己株式の取得									△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△ 125	△ 210,526	△ 210,652	△ 0	△ 210,653
2025年3月31日 期末残高	72,717	64,307	887	65,194	7,103	4,708	△ 208,553	△ 196,741	△ 167	△ 58,997

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日 期首残高	36,038	△ 52	35,986	187,641
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当期純損失				△ 210,652
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 13,516	62	△ 13,453	△ 13,453
事業年度中の変動額合計	△ 13,516	62	△ 13,453	△ 224,106
2025年3月31日 期末残高	22,522	10	22,532	△ 36,465

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 ……………移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・ 市場価格のない株式等以外のもの ……………時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ・ 市場価格のない株式等 ……………移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ ……………時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品、商品 ……………個別原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)
- ② 原材料、仕掛品、貯蔵品 ……………移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。)

4. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 - ・ 建物、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品
……………定率法（型・治具は定額法）
なお、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物については、定額法によります。
- ② 無形固定資産 ……………定額法
なお、ソフトウェアについては、利用可能期間に基づく定額法によります。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によります。

5. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

受取手形、売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款及び法令等に従い、過去の実績等を基礎にして計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(18年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 認証関連損失引当金

認証試験課題に関連した損失に備えるため、当事業年度末において合理的に見積もることが可能な金額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。これらの履行義務に関する取引の対価は、製品の引渡し後、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

① トラック・バス

トラック・バスの販売については、顧客との間に締結した販売契約に基づき、受注した製品の引き渡し義務を負っており、製品の引き渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務を充足したと判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

取引価格の算定については、顧客への支払が見込まれるリベート額を顧客への販売額から除いた金額で測定することとしております。

② トヨタ向け車両

トヨタ自動車株式会社及びトヨタグループ会社向けに販売する完成車両は、トヨタ自動車株式会社及びトヨタグループ会社が指定する納入場所に納入する義務を負っており、製品が検収された時点で履行義務を充足したと判断していることから、当該時点において収益を認識しております。取引価格の算定については、原材料等の受給額を除いた金額で測定することとしております。

③ 補給部品

補給部品の販売については、顧客との間に締結した販売契約に基づき、補給部品の引き渡し義務を負っており、補給部品の引き渡し時点において顧客が当該補給部品に対する支配を獲得し、履行義務を充足したと判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

7. ヘッジ会計については、原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

8. 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

[重要な会計上の見積りに関する注記]

(製品保証引当金)

(1)当事業年度の貸借対照表に計上した金額

製品保証引当金	105,551百万円
---------	------------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等]

5. 重要な会計上の見積りに関する事項」の製品保証引当金と同一の内容です。

(認証関連損失引当金)

(1)当事業年度の貸借対照表に計上した金額

認証関連損失引当金	125,396百万円
-----------	------------

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等]

5. 重要な会計上の見積りに関する事項」の認証関連損失引当金と同一の内容です。

[貸借対照表に関する注記]

1. 有形固定資産の減価償却累計額……………596,770百万円

2. 保証債務

銀行借入金に対し、債務保証を行っております。

日野ファイナンスインドネシア(株)の銀行借入金…………… 3,498百万円

従業員の住宅資金借入金…………… 103百万円

3. 偶発債務

【認証問題】

北米及び日本市場向けエンジンの認証問題の影響については、日本市場向けエンジンの特別調査委員会による調査は完了し、一部の検証、調査、及び関係各所とのコミュニケーションは継続して行われておりましたが、米国における当社の過去のエンジン認証問題について、2025年1月16日、当社は、米国司法省との間で、刑事和解に至りました。また、当社及び当社の米国子会社は、米国当局及びカリフォルニア当局との間で、当該問題について民事和解に至りました。本和解において合意した内容に基づき、合理的に見積もり可能な額を計算書類に反映しております。

なお、米国以外の国における認証問題に関連する当局との和解に伴う費用については計算書類には反映しておりません。

【海外における当社及び当社子会社に対する訴訟】

ニュージーランドの集団訴訟

当社は、2025年3月3日（現地時間）付で、ニュージーランド高等裁判所パーマストンノース支部において訴訟を提起されました。

原告は、2003年1月1日から2022年8月22日までに当社が製造したディーゼルエンジンを搭載した車両を、2010年3月4日から2025年3月3日までに購入、交換、又は賃借により取得した者を代表する集団訴訟として、当社車両用エンジンの排気ガス性能基準及び燃費基準の違反に関する詐欺行為等に起因して損害を被ったなどと主張しております。

本件訴訟の訴状において、原告は、損害賠償等を請求しておりますが、原告の具体的な請求金額は一切明らかにされておりません。

ニュージーランドの集団訴訟について、原告の主張及び請求内容を確認中であり、訴訟の結果によっては損失が発生する可能性があります。現時点でその影響額を合理的に算定することは困難であり、計算書類には反映しておりません。

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	366,495百万円
長期金銭債権	2,041百万円
短期金銭債務	340,719百万円
長期金銭債務	180百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	629,011百万円
仕入高	244,705百万円
その他の営業費用	30,408百万円
営業取引以外の取引高	49,487百万円

2. 特別利益

(固定資産売却益)

固定資産売却益の主な内容は、経営資源の有効活用と資産効率向上のため、2025年2月28日に実施した東京都日野市旧日野工場の一部の土地売却によるものであります。

当該土地については、建物解体更地化工事や代替候補地への移管に一定の期間を要するため、売却後も、買主との間で使用貸借契約を締結し、建物解体更地化工事や代替候補地への移管が終了し土地を明け渡すまでの一定期間引き続き当社での使用を予定しております。

当該取引は、セール・アンド・リースバック取引に該当するため、売買契約日時点で、会計上、売却が成立しているかに関して、関連する会計基準（企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」や企業会計原則に定められる実現主義の原則）等に基づき、土地の譲渡価格、リース取引の分類及び賃借料並びに当社に残存するリスク負担の割合等について検討しました。その結果、買手への売却時点で当該土地のリスクと経済価値のほとんどすべてが買手に移転したと判断し、対象となる土地の消滅及び固定資産売却益を認識しております。

当該取引に伴い、33,676百万円を固定資産売却益として特別利益に計上いたしました。

3. 特別損失

(北米認証関連損失)

当社並びに当社米国及びカナダ子会社は、2023年10月19日付で、カナダブリティッシュコロンビア州上級裁判所において訴訟を提起され、カナダケベック州上級裁判所においても同様の訴訟を提起されておりましたが、2024年9月26日、原告団との間の和解契約について当社取締役会で承認しました。本件和解に伴い、5,885百万円を特別損失に計上いたしました。

また、2025年1月16日に開示しました「エンジン認証問題に関する当社及び当社米国子会社と米国当局との和解に関するお知らせ」のとおり、当社及び当社の米国子会社は、米国当局との間で、米国市場におけるエンジンの排ガス認証試験及び性能の問題について和解（以下「本件和解」といいます。）に至りました。

本件和解により、刑事制裁金及び民事制裁金を支払うことに合意しました。また、民事和解において当局の承認を得た上で、対象エンジンの市場措置並びに環境負荷軽減プロジェクトを実施いたします。さらに、米国で提起された暫定的な集団訴訟の和解及び米国当局との民事和解並びにカナダで提起された暫定的な集団訴訟の和解において、車両の延長保証を実施いたします。当事業年度に上記費用として252,528百万円を特別損失に計上いたしました。

なお、民事制裁金及び環境負荷軽減プロジェクトにかかる費用については認証関連損失引当金、市場措置及び延長保証にかかる費用については製品保証引当金にそれぞれ計上しておりますが、刑事制裁金については2025年3月に東ミシガン地区連邦地方裁判所の判決にて確定・発効した有罪答弁合意書記載の金額に基づき、未払金及び長期未払金に計上しております。

(豪州訴訟和解金)

当社及び当社豪州子会社は2023年4月17日付で、豪州ビクトリア州上級裁判所において訴訟を提起されておりましたが、2024年12月25日、原告団との間の本件和解について、当社取締役会で承認いたしました。本件和解に伴い、豪州訴訟和解金として8,700百万円を特別損失として計上いたしました。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	株 425,851	株 907	株 —	株 426,758

[税効果会計に関する注記]

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	トヨタ自動車(株)	直接 50.2%	乗用車の受託生産 小型トラックの OEM供給 当社への役員の派遣等	製品の販売等	153,218	売掛金	22,745
				製品の仕入等	33,898	買掛金	45,429
				短期資金の借入(純額)	91,399	短期借入金	261,589
				長期借入金の返済	12,872	1年内返済予定の 長期借入金	180
						長期借入金	180
				利息の支払い	7,564	未払利息	117

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 製品の販売等については、原材料の市場価格及び受託生産台数等を勘案して、每期価格交渉の上決定しております。
- ② 資金借入時の利率については、市場金利を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	南関東日野自動車(株)	間接 100.0%	製品の販売 役員の兼任等	製品の販売等	84,004	売掛金	24,732
子会社	大阪日野自動車(株)	間接 100.0%	製品の販売 役員の兼任等	製品の販売等	23,127	売掛金	7,711
子会社	日野セールスサポート(株)	直接 80.0%	役員の兼任等	短期資金の貸付 (純額)	1,398	短期貸付金	41,243
子会社	日野モータースマニファク チャリングU.S.A.(株)	直接 100.0%	製品の販売 役員の兼任等	短期資金の貸付 (純額)	26,268	短期貸付金	138,605
				1年内返済長期 貸付金の回収	12,698	1年内返済 予定の 長期貸付金	—
				利息の受け取り	7,010	未収利息	111
子会社	日野モータースアジア(株)	直接 100.0%	製品の販売 役員の兼任等	製品の販売等	97,351	売掛金	5,956
				短期資金の回収 (純額)	1,920	短期貸付金	—
子会社	日野オーストラリア販売(株)	直接 100.0%	製品の販売 役員の兼任等	短期資金の貸付 (純額)	6,304	短期貸付金	13,155

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 製品の販売等については、市場における競争力・コスト等を勘案して決定しております。
- ② 資金貸付時の利率については、市場金利を勘案して一般的取引と同様に決定しております。

2. 日野モータースマニファクチャリングU.S.A.(株)への貸倒懸念債権について、106,009百万円の貸倒引当金を計上しています。当事業年度において15,949百万円の貸倒引当金繰入を計上しています。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕 6. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額…………… △63円51銭
 2. 1株当たり当期純損失金額……………△366円89銭
-

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[連結配当規制適用会社に関する注記]

当社は連結配当規制の適用会社です。